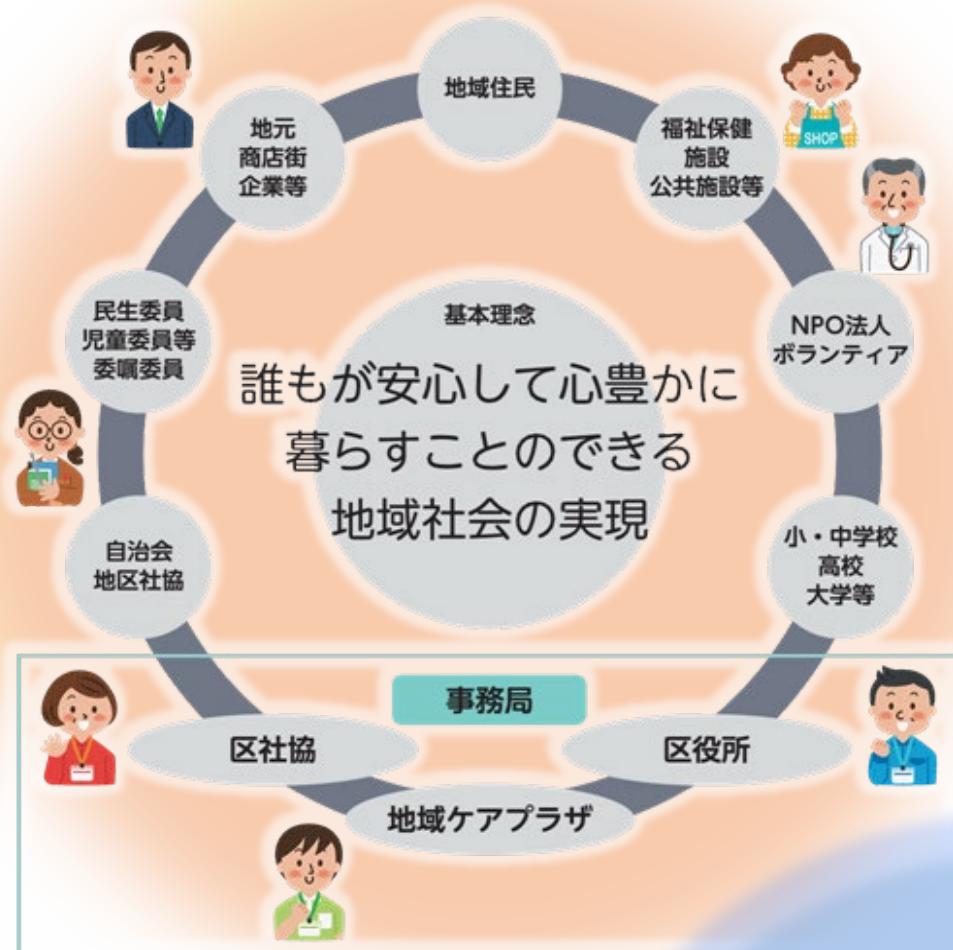


令和 6 年度 戸塚区福祉保健センター 事業概要



とつかハートプラン
マスコット「こころん」



令和7年9月 発行
戸塚区福祉保健センター

目次

第1章 福祉保健センターの概要	1
第2章 福祉保健課	4
1 運営企画係	4
(1) 民生委員・児童委員	
(2) 小規模災害援護事業	
(3) 災害時医療のぼり旗掲出訓練	
2 事業企画担当	6
(1) とつかハートプラン（戸塚区地域福祉保健計画）の推進	
(2) 横浜市戸塚区福祉保健活動拠点（フレンズ戸塚）業務の指定管理	
(3) 地域ケアプラザ業務の指定管理及び委託	
(4) 血液対策	
(5) 看護・福祉学生等実習の受け入れ	
(6) 福祉保健センター業務の集計（健康教育等）	
3 健康づくり係	10
(1) 健康教育	
(2) 保健活動推進員	
(3) 感染症対策	
(4) 栄養改善健康増進関係	
(5) エックス線検査（直接撮影）	
(6) 原爆被爆者援護	
(7) とつか健康パワーアップ事業	
第3章 生活衛生課	19
1 食品衛生係	19
(1) 食品衛生	
(2) 医務・薬務	
2 環境衛生係	24
(1) 環境衛生関係営業施設の監視指導業務	
(2) 建築物衛生対策業務	
(3) 受水槽等衛生対策業務	
(4) 感染症対策業務	
(5) 居住衛生関係業務	
(6) 狂犬病予防及び動物保護管理関係	

目次

第4章 高齢・障害支援課	28
1 高齢・障害係	28
(1) 窓口	
(2) 敬老特別乗車証交付	
(3) 特別乗車券等発行	
(4) 地域ネットワーク見守り事業「みまもりネット」	
(5) 災害時要援護者支援事業	
(6) 敬老月間事業	
(7) 老人クラブ活動支援	
2 高齢者支援担当	30
(1) 地域包括ケアシステムの構築推進	
(2) 高齢者在宅サービス	
(3) 訪問指導事業	
(4) 中途障害者支援事業	
(5) 介護予防事業	
(6) 認知症高齢者支援事業	
(7) 在宅高齢者虐待防止事業	
(8) 権利擁護事業	
(9) 高齢者施設サービス	
(10) 地域包括支援センターへの支援	
(11) 在宅医療・介護連携の推進	
(12) 生活支援体制整備事業	
(13) 介護予防生活支援・サービス事業	
3 介護保険担当	40
(1) 介護保険	
4 障害者支援担当	41
(1) 障害者総合支援法	
(2) 身体・知的障害者福祉	
(3) 精神保健福祉	
(4) 指定難病患者支援	

目次

第5章 こども家庭支援課	47
1 こども家庭係、こども家庭支援担当	47
(1) 母子の健康づくり	
(2) 子育ての仲間づくり・相談	
(3) 子育て支援に関する給付金等	
(4) 障害児支援	
(5) 児童虐待防止	
(6) 生活支援	
(7) 保育サービス関連事業	
第6章 生活支援課	56
1 事務係	56
2 生活支援係	56
(1) 生活保護制度	
(2) 生活困窮者自立支援制度	
(3) 寄り添い型学習支援事業	
(4) ひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談	
第7章 保険年金課	59
1 国民年金係	59
(1) 国民年金の種類と内容	
(2) 国民年金の給付	
2 保険係	61
(1) 国民健康保険	
(2) 介護保険	
(3) 後期高齢者医療	
(4) 医療費助成対象者数	
参考	62

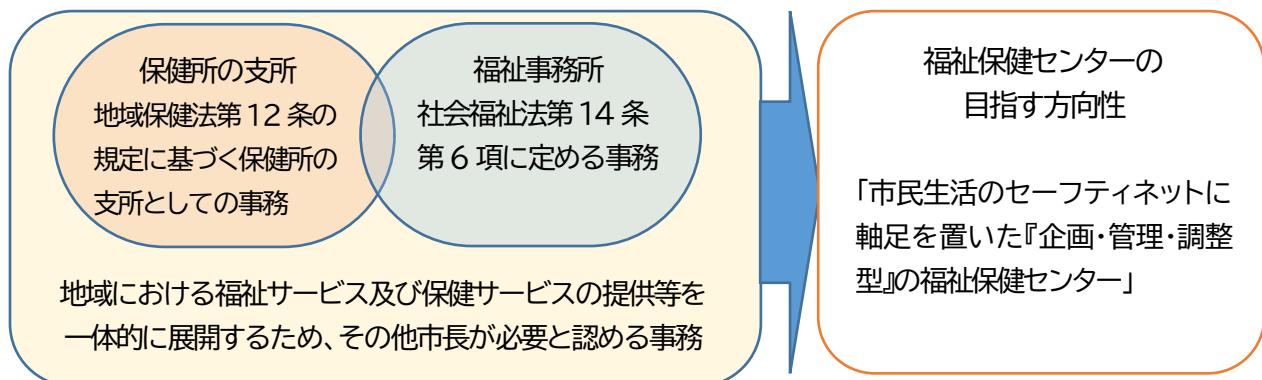
表紙：とつかハートプラン（戸塚区地域福祉保健計画）の推進体制のイメージ図。

令和2年度から令和3年度にかけて第4期とつかハートプランの策定が行われました。

第1章 福祉保健センターの概要

横浜市における各福祉保健センターは、社会福祉法に基づく「福祉に関する事務所」と、地域保健法に基づく「保健所支所」の機能を区域で一元化し、市民にとって「わかりやすく」、「利用しやすい」サービス提供の仕組みの確立に向け、福祉サービス及び保健サービスの提供等を一体的に展開するために市内 18 行政区に設置された組織です。

本紙は、令和6年度の戸塚福祉保健センター各課（福祉保健課、生活衛生課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課、生活支援課、保険年金課）が実施した事業の実績や統計などをまとめたものです。



1 福祉保健センターの機能の特徴

(1) 福祉保健サービスの総合提供機能

福祉と保健に関する相談やニーズに対応し、サービス決定や提供に関して総合的に対応します。

(2) 専門的なサービス提供機能

ライフステージに応じて専門的な相談からサービス提供までを行い、多様化・複雑化している課題に的確に対応します。

(3) 連携・調整機能

関係局や方面別の関係機関（障害者更生相談所、児童相談所など）、身近な地域の関係機関（地域ケアプラザ、社会福祉協議会、医師会など）等と連携・調整し、市民に総合的なサービス提供を行います。

(4) 企画立案機能

局の施策を執行する中で、「現場の視点、生活の視点」を活かして局の施策へ提言するとともに、区の課題にあわせて自主企画事業を展開します。

(5) 地域支援機能

生活保護、医療保険、健康危機管理など市民の生活のセーフティネット支援から介護、健康、生活支援の公的サービスだけでなく、地域住民による主体的な福祉保健活動などの地域支援まで含め総合的に幅広く対応します。

(6) 健康危機管理機能

福祉保健センターは局の保健所の支所として位置づけられ、健康危機発生時において局と区が連携して市民の安全確保のために機動的に対応するための組織となっています。

第1章 福祉保健センターの概要

2 福祉保健センターで実施する事務

課	係	役割	主な業務
福祉保健課	運営企画係	センター全体の適切な予算編成と事業の執行を支援するとともに、各課が把握している情報を生かし、総合的な福祉保健施策の企画立案を行います。また、地域福祉保健の推進を目指す市民、各種団体などの支援と、区総務部との連携による地域支援機能の強化を図ります。 そのほか、食中毒や感染症、原因不明の有症状事例などの健康危機発生時には、必要に応じて生活衛生課と連携を図り、その原因を究明し、拡大・再発防止などの対策を講じます。	センターの運営管理、民生委員・児童委員関連事務、市長同意事務など
	事業企画担当		とつかハートプラン（戸塚区地域福祉保健計画）の推進、地域ケアプラザ・戸塚区福祉保健活動拠点の運営支援など
	健康づくり係		予防接種、各種検診、感染症対策、健康相談、栄養改善、歯科保健など
生活衛生課	食品衛生係	安全で衛生的な区民生活を確保するために、食品・環境衛生関係営業施設、薬事関係施設等の営業許認可及び監視指導、生活衛生に関する相談、啓発事業を行い、食中毒・感染症等の健康被害の防止を図ります。	食品関係施設の許認可・監視指導、食中毒・有症苦情調査、収去・検査、違反調査、食中毒予防啓発事業、薬局・施術所の許認可、医療系免許申請関係業務など
	環境衛生係	また、食中毒やノロウイルス、レジオネラ属菌等による感染症等の発生時には、福祉保健課と連携し原因究明や拡大・再発防止のための調査・指導を行います。	環境営業施設の許認可・監視指導、受水槽・建築物の衛生指導、レジオネラ症・蚊媒介感染症等の予防啓発・発生時対応、住まいの衛生害虫等の相談対応、ペットの適正飼育啓発など
高齢・障害者支援課	高齢・障害係	介護保険制度の円滑な運営に努めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域包括支援センターと連携し、健康づくり・介護予防をはじめ、介護保険外サービスの提供、地域の支えあい活動などの調整を行い、高齢者などの状況に見合った在宅生活を支援することで、地域包括ケアシステムの構築を進めます。	敬老特別乗車証・福祉特別乗車券、指定難病などの申請、福祉保健に関する面接相談など
	高齢者支援担当	また、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者などの地域生活を重視し、重度化、高齢化に対応した自立支援、社会参加の促進を図るとともに、障害者地域活動ホームや生活支援センターなどの地域施設や団体の活動支援を行います。	介護保険外の高齢者福祉保健サービス、認知症・介護予防・高齢者虐待・権利擁護（成年後見等）に関する相談・支援
	地域包括ケア推進担当		地域包括ケアシステム構築の推進 在宅医療・介護の連携、生活支援・介護予防サービスの充実・強化など
	介護保険担当		要介護認定、居宅サービス計画、介護保険事業者等に係る調査及び指導など
	障害者支援担当		身体障害・知的障害（18歳以上）、指定難病（申請関係除く）、精神保健福祉関連業務
こども家庭支援課	こども家庭係	こども家庭支援課は、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の二つの機能を兼ねています。	母子・寡婦福祉、身体・知的障害（18歳未満）関連業務、女性福祉、児童福祉、母子健康手帳交付、母子保健、乳幼児健康診査、子育て支援推進、保育所入所、保育施設の運営指導、放課後児童育成事業、地域と学校との連携など
	こども家庭支援担当	乳幼児健康診査や相談、各種事業の実施をはじめ、障害児を含めた児童へのサービス提供を行うとともに、妊娠期から子育て、保育、児童虐待、女性への暴力など家庭を取り巻く様々な課題に対応します。	
	こどもの権利擁護担当	また、児童相談所等の関係機関や地域の子育て支援団体との連携強化に取り組みます。	
生活支援課	事務係	生活困窮者自立支援制度および生活保護制度に基づき、就労や家計に関わる相談支援、最低限度の生活保障と自立支援など、生活に困っている方々へのセーフティネットの役割を担います。	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金など
	生活支援係		生活困窮者自立支援および生活保護に関わる相談・決定・実施
保険年金課	国民年金係	国民年金制度などの公平、公正な運用を図るため、資格管理や給付制度の一部事務を行います。	国民年金加入、保険料の免除など
	保険係	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度などの公平、公正な運用を図るため、資格管理、保険料の賦課・収納、保険給付などの事務を行います。	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の資格、保険料の賦課、収納、給付、小児医療費助成など
	給付担当		
	収納担当		

第1章 福祉保健センターの概要

【参考】

- ・区の機能強化について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/ku-shokai/func.html>

- ・横浜市保健所及び福祉保健センター条例

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001244.html

第2章 福祉保健課

1 運営企画係

福祉保健センター全体の調整役として、各課の連携を深めるために、情報共有を図っています。
また、民生委員・児童委員等、地域における福祉保健活動を支援しています。

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、自治会・町内会や地域の福祉保健関係代表者で構成される地区推薦準備会で選出され、厚生労働大臣の委嘱により、3年の任期で、地域住民の福祉、生活援助活動を進めています。民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼務しています。

また、平成6年1月からは児童委員に加え、新たに児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が設置され、民生委員・児童委員と一体になって活動を行っています。

【地区別人数】

(単位：人) 令和7年3月31日現在

地区名	民生委員・児童 委員数		地区名	民生委員・児童 委員数		地区名	民生委員・児童 委員数	
	主任児童 委員数 (内数)	主任児童 委員数 (内数)		主任児童 委員数 (内数)	主任児童 委員数 (内数)		主任児童 委員数 (内数)	主任児童 委員数 (内数)
戸塚第一	31	2	川上	13	2	名瀬	21	2
戸塚第二	7	1	柏尾	13	2	大正東	29	2
戸塚第三	28	2	東戸塚	24	2	大正西	19	2
踊場	18	2	平戸	17	2	汲沢	11	2
北汲沢	8	2	平戸平和台	13	2	上倉田	17	0
舞岡	16	2	上矢部	12	2	下倉田	16	2
						吉田矢部	15	2
						合 計	328	35

【民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動状況】

		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		主任児童 委員分 (内数)	主任児童 委員分 (内数)	主任児童 委員分 (内数)	主任児童 委員分 (内数)	主任児童 委員分 (内数)	主任児童 委員分 (内数)
相談・ 支援件数 (件)	高齢者に関すること	9,363	61	8,010	61	7,315	65
	障害者に関すること	348	6	417	7	138	0
	子どもに関すること	921	495	825	594	803	544
	その他	1,484	169	1,207	90	1,190	84
訪問回数 (回)	訪問・連絡活動	91,771	538	104,540	733	108,728	108
	その他	23,744	194	13,876	105	13,836	53
連絡調整 回数(回)	委員相互	22,009	4,813	25,247	5,801	26,308	6,685
	その他の関係機関	11,098	2,991	10,251	3,203	11,229	3,963
活動延日数 (日)		43,804	6,163	44,150	5,236	45,639	5,382
その他の 活動件数 (件)	調査・実態把握	3,883	150	3,160	52	2,300	64
	行事・事業・会議への参加協力	6,687	1,321	8,377	1,540	9,370	1,662
	地域福祉活動・自主活動	10,358	1,396	8,948	1,341	9,194	1,442
	民児協運営・研修	9,478	1,159	9,483	1,144	10,065	1,266
	証明事務	112	9	135	14	205	2
	要保護児童の発見の通告・仲介	191	22	25	7	8	0

第2章 福祉保健課

(2) 小規模災害援護事業

火災、水害などによる小規模災害の被災者又は遺族に対し、見舞金を交付し支援します。

【被災者見舞金支給件数・支給額】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給件数（件）	3	10	2
支給総額（円）	70,000	280,000	30,000

(3) 災害時医療のぼり旗掲出訓練

市防災計画では、大規模地震発生時に被災を免れ診療可能な医療機関は、横浜市共通の目印である「のぼり旗」を掲出することと定めています。

戸塚区では、①医療機関が掲出方法を確認すること、②区民に周知を促すことで発災時の円滑な医療の提供につなげることを目的に、掲出訓練を毎年度実施しています。

【訓練参加機関数】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施	134	128	108

2 事業企画担当

区社会福祉協議会や地域ケアプラザをはじめとした関係機関や、保健・医療・福祉等の関係団体、ボランティア等と連携して地域福祉保健の充実に取り組んでいます。

(1) とつかハートプラン（戸塚区地域福祉保健計画）の推進

とつかハートプラン（戸塚区地域福祉保健計画）は、区民、事業者、区役所などの公的機関が福祉保健などの地域課題の解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進める目的とした計画です。

ア 区計画の推進

区計画は、区全体に共通する課題や住民主体の活動では解決が難しい課題への取組をまとめたものです。

自治会町内会や福祉保健団体などの代表者から構成される「とつかハートプラン策定・推進委員会」において、区計画に基づく具体的な取組の成果や課題について意見交換を実施します。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推進委員数（人）	20	20	22
開催回数（回）	2	2	3（臨時開催1回含む）

イ 地区別計画の推進

地区別計画は、住民主体の活動により解決を図る課題への取組をまとめたものです。戸塚区に18ある連合町内会自治会・地区社会福祉協議会エリアごとに、地区の特性や課題を踏まえて計画を策定し、取組を進めます。

ウ 普及啓発

広報よこはま戸塚区版への記事の掲載、各地域ケアプラザが発行する広報紙への記事の掲載のほか、各地区での講演会やイベントの開催、グッズの作成により普及啓発を行います。

(2) 横浜市戸塚区福祉保健活動拠点（フレンズ戸塚）業務の指定管理

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられる地域社会の実現を目指して、平成11年11月に横浜市戸塚区福祉保健活動拠点（フレンズ戸塚）を開所しました。フレンズ戸塚は、区内で自主的な福祉・保健活動を行っている団体の活動の場であり、活動の支援も行っています。

※フレンズ戸塚は指定管理者制度による管理運営を行っており、指定管理者については、指定管理者選定委員会を設置し選定を行っています。

【指定管理者】

（福）横浜市戸塚区社会福祉協議会

【貸室利用実績※1】

	令和4年度※2	令和5年度	令和6年度
使用件数（件）	3,029	3,095	2,949

※1：団体交流室（I・II）、多目的研修室（A・B）、点字製作室、録音室、対面朗読室・編集室を各登録団体が使用した延べ件数です。

※2：令和2年3月以降、市の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により開館時間や利用目的等が一時制限されている期間があります。

第2章 福祉保健課

(3) 地域ケアプラザ業務の指定管理及び委託

地域ケアプラザは、高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点として様々な取組を行っている、横浜市独自の施設です。中学校区に1か所程度設置されており、市内に146か所あります。戸塚区では、平成29年7月横浜市深谷保野地域ケアプラザを開所し、区内11館の整備目標が達成されています。

【区内施設一覧】

開所年度 (全て平成)	施設名	所在地	運営団体
5	横浜市上矢部地域ケアプラザ	上矢部町2342	(福) あいの会
6	横浜市東戸塚地域ケアプラザ	川上町4-4	(福) 横浜市社会福祉協議会
8	横浜市上倉田地域ケアプラザ	上倉田町259-11	(福) 開く会
9	汲沢地域ケアプラザ	汲沢町986	(福) 横浜博萌会
9	横浜市平戸地域ケアプラザ	平戸2-33-57	(福) 聖ヒルダ会
11	横浜市原宿地域ケアプラザ	原宿4-36-1	(福) 聖母会
12	横浜市舞岡柏尾地域ケアプラザ	舞岡町3705-10	(福) 横浜市福祉サービス協会
14	横浜市南戸塚地域ケアプラザ	戸塚町2626-13	(福) 朋光会
15	横浜市下倉田地域ケアプラザ	下倉田町1951-8	(福) 開く会
20	横浜市名瀬地域ケアプラザ	名瀬町791-14	(福) 朋光会
29	横浜市深谷保野地域ケアプラザ	深谷町1432-11	(福) 聖母会

※地域ケアプラザは指定管理者制度及び委託による管理運営を行っており、指定管理者については、指定管理者選定委員会を設置し、選定を行っています。

ア 地域ケアプラザ運営事業

乳幼児から高齢者まで地域の様々な福祉保健活動を専門スタッフが支援します。

- (ア) 様々な自主事業を企画・開催し、地域の福祉保健活動の推進・支援をします。
- (イ) 福祉保健に関する様々な情報・資料等を提供します。
- (ウ) 地域の福祉保健活動の場として、利用内容に応じて無料で部屋の貸し出しをします。

【利用実績^{※1}】

	施設名	令和4年度 ^{※2}	令和5年度	令和6年度
1	横浜市上矢部地域ケアプラザ	1,568	1,374	1,411
2	横浜市東戸塚地域ケアプラザ	1,461	1,946	1,948
3	横浜市上倉田地域ケアプラザ	2,357	2,284	2,279
4	汲沢地域ケアプラザ	1,320	1,481	1,444
5	横浜市平戸地域ケアプラザ	1,184	1,194	1,376
6	横浜市原宿地域ケアプラザ	3,096	3,067	3,341
7	横浜市舞岡柏尾地域ケアプラザ	1,571	1,689	1,799
8	横浜市南戸塚地域ケアプラザ	1,305	1,378	1,159
9	横浜市下倉田地域ケアプラザ	2,324	2,362	2,273
10	横浜市名瀬地域ケアプラザ	932	933	979
11	横浜市深谷保野地域ケアプラザ	1,258	1,146	1,389

※1：多目的ホール、調理室、ボランティアルーム、地域ケアルームの使用があったコマの延べ数です。

※2：令和2年3月以降、市の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により開館時間や利用目的等が一時制限されている期間があります。

第2章 福祉保健課

イ 地域包括支援センター運営事業

介護保険や高齢者のその他のサービスについて、専門のスタッフが相談・支援します。

(ア) 介護保険や高齢者の生活全般について、様々な相談をお受けします。

(イ) 高齢者への虐待や詐欺からの被害防止など高齢者の人権や財産を守るための相談をお受けします。

(ウ) 介護予防のため、要介護、要支援になるおそれのある方の介護予防プランの作成や、要支援1～2の方の介護予防サービスのケアプラン作成などを行います。

(エ) 地域で活動するケアマネジャー、民生委員・児童委員、医療機関、ボランティアなどのネットワークづくりなどを行います。

【相談件数】

	施設名	令和4年度※1	令和5年度※2	令和6年度※2
1	横浜市上矢部地域ケアプラザ	2,677	2,851	2,785
2	横浜市東戸塚地域ケアプラザ	3,402	3,402	3,423
3	横浜市上倉田地域ケアプラザ	1,969	2,123	1,719
4	汲沢地域ケアプラザ	2,778	2,747	2,820
5	横浜市平戸地域ケアプラザ	1,773	1,633	2,014
6	横浜市原宿地域ケアプラザ	1,974	1,859	1,969
7	横浜市舞岡柏尾地域ケアプラザ	1,561	1,906	2,115
8	横浜市南戸塚地域ケアプラザ	3,314	3,151	2,641
9	横浜市下倉田地域ケアプラザ	1,363	1,524	1,566
10	横浜市名瀬地域ケアプラザ	817	1,066	1,088
11	横浜市深谷保野地域ケアプラザ	2,207	2,235	1,948

※1：市の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により開館時間が一時制限されている期間があります。

※2：貸室の利用が無い場合に夜間の開館時間（18時～21時）を短縮して営業している日があります。

ウ 生活支援体制整備事業

高齢者が地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、生活支援・介護予防・社会参加の充実した地域づくりを進めます。

エ その他

介護保険の要介護1～5の方のケアプランを作成する居宅介護支援事業や、介護保険の要支援・要介護の方の高齢者デイサービスを実施しています。

(4) 血液対策

神奈川県赤十字血液センターなど関係団体に協力し、庁舎等で献血及び骨髓ドナー登録会を実施するなど献血及び骨髓ドナー登録の普及啓発を行っています。

【庁舎献血】

		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		7月	10月	1月	7月	11月	3月	7月	11月	3月
献血数 (件)	200ml	3	4	5	3	3	4	5	4	2
	400ml	38	42	33	34	39	32	30	37	40

第2章 福祉保健課

(5) 看護・福祉学生等実習の受け入れ

地域福祉保健・地域医療を担う専門職員を育成するため、学生の実習を受け入れています。

年1回、実習生を対象とした合同オリエンテーションを開催し、福祉保健センターの業務概要を説明したうえで、各々の実習期間に事業の見学などの機会を提供しています。

【受け入れ学生数】

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
看護専門学校学生	5	3	3
助産師課程学生	2	2	4
大学看護学部学生	9	7	7
管理栄養士学生	10	7	7
社会福祉士学生	2	2	1
計	28	21	22

(6) 福祉保健センター業務の集計（健康教育等）

福祉保健センターや区内施設での講演会や各種教室等の実施回数を福祉保健課で集計しています。

【テーマ別実施回数】

(単位：回)

	感 染 症	難 病	母 子	成 人 ・ 高 齢 者	栄 養 ・ 健 康 増 進	食 品	環 境	健 康 危 機 管 理	そ の 他	合 計
令和4年度	0	0	8	18	12	8	0	0	0	46
令和5年度	2	0	14	18	11	15	0	0	0	60
令和6年度	3	0	9	11	4	11	0	0	2	40

※歯科業務は、他係業務報告と統合 (P11 参照)

第2章 福祉保健課

3 健康づくり係

定期的な健康管理のためのがん検診や生活習慣改善講座、個別健康教育等、市民の健康づくりを目的とする様々な事業や結核をはじめとする感染症対応を行っています。

(1) 健康教育

生活習慣病等を予防するため、講義、運動等を内容とする教室事業を実施しています。

ア 子育て家庭のヘルスアップ事業

(ア) はじめての歯びか教室【平成30年度から新規】

4～6か月児親子を対象に、歯みがきと離乳食についての教室を実施しました。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数(回)	9	12	12
参加者数(人)	239(120組)	259(125組)	340(159組)

(イ) おいしいおはなしよみかせ【令和2年度から新規】

未就学児親子を対象に、栄養士による講話、図書館司書によるよみかせ、歯科衛生士による講話を実施しました。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数(回)	2	2	2
参加者数(人)	22(11組)	42(19組)	38(19組)

(ウ) 幼児の食育教室【令和2年度から新規】

1歳6か月～2歳0か月児親子を対象に、離乳食から幼児食へのポイントについて栄養士の講話、食育としての絵本の紹介を実施しました。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数(回)	3	4	4
参加者数(人)	27(13組)	65(31組)	73(35組)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度(1回)、中止になりました。実施したものについては、感染症対策のため人数制限をしながら行いました。

イ 地区健康教育

地域住民に対し、生活習慣病予防・感染症等の健康教育を実施しました。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数(回)	44	34	35
参加者数(人)	745	1293	1123

ウ 地区組織活動支援

保健活動推進員等の地域での活動を支援しました。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数(回)	39	50	65
参加者数(人)	534	1,213	730

第2章 福祉保健課

工 健康横浜21 重点取組

(ア) 禁煙・分煙の推進 禁煙対策事業

a 禁煙相談

禁煙希望の区民に対して、禁煙相談を実施しました。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数(回)	1	2	3

b 両親教室で受動喫煙の害について啓発しました。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数(回)	12	12	12
参加者数(人)	186	196	282

c たばこの害・受動喫煙防止啓発を行いました。

	実施内容
令和4年度	世界禁煙デー(ポスター掲示) 九都県市受動喫煙防止キャンペーン (ポスター掲示)
令和5年度	世界禁煙デー(ポスター掲示) 九都県市受動喫煙防止キャンペーン (ポスター掲示) 薬剤師会との共催による禁煙相談・啓発
令和6年度	世界禁煙デー(ポスター掲示) 九都県市受動喫煙防止キャンペーン (ポスター掲示) 薬剤師会との共催による禁煙相談・啓発

(イ) 歯・口腔分野

歯と口の健康を守るための講座やイベントを地域や区役所で実施しました。

a 歯科口腔保健推進事業

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数(回)	32	31	39
参加者数(人)	515	568	722

b とつか健康パワーアップ事業

歯と口の健康づくり事業 口の健康チェック

内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パネル展示	パネル展示	集客型イベント パネル展示	集客型イベント パネル展示
参加者数(人)	—	47 185	162 162

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、歯と口の健康週間行事は、令和4年度は集客型

イベントは中止しパネル展示チラシ配布等で啓発しました。

※令和4年度、お口の健康チェックは子育て家庭のヘルスアップ事業から移行しました。

第2章 福祉保健課

(ウ) 大学と連携した健康づくり事業

区内の医療系大学（横浜薬科大学・湘南医療大学）と連携して、講座等を実施しました。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業形態	単独開催		
横浜薬科大学	※薬剤師体験 122 人	保健活動推進員会研修 「薬草で健康に」89 人	区の世界禁煙デーイベントでモバイルファーマシー展示
		※薬剤師体験 90 人	
湘南医療大学	身近な健康情報 20 人	身近な健康情報 89 人	・「薬剤師が教えるサプリメントの知っ得なお話・認知症の人とのコミュニケーション方法」 上矢部地区保健活動推進員と上矢部地区センターの共催 48 人

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン講座にて開催しました。

(エ) 生活保護受給者への健康支援事業

保健指導・生活支援

医療を必要とする受給者が、自身の状態や治療について理解し、適正な生活および受療行動ができるよう支援します。

事業にあたって、生活支援課と導入カンファ、中間カンファ、最終カンファを実施しています

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援対象者数（人）	5	7	5
支援回数（回）	15	24	16

(2) 保健活動推進員

地域の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナーとして、区福祉保健センターや地域の団体等と連携して、健康づくりに関するさまざまな活動を行います。

活動紹介として「戸塚区保健活動推進員だより」を作成し自治会町内会で班回覧しました。

【地区別人数】 (令和7年3月31日時点)

地区名	人数	地区名	人数	地区名	人数
戸塚第一地区	26	川上地区	13	名瀬地区	13
戸塚第二地区	4	柏尾地区	12	大正地区	31
戸塚第三地区	21	東戸塚地区	13	汲沢地区	9
踊場地区	11	平戸地区	10	上倉田地区	12
北汲沢地区	9	平戸平和台地区	5	下倉田地区	13
舞岡地区	13	上矢部地区	15	吉田矢部地区	8
戸塚区合計					238

【活動状況（事業）】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数（回）	252	290	236
延べ人数（人）	729	981	855

第2章 福祉保健課

【活動状況（会議）】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数（回）	287	370	194
延べ人数（人）	1,332	1,636	1,222

【研修（保健活動推進員対象）】

令和6年度

研修名	実施回数（回）	参加者数（人）
お口の健康講座（オーラルフレイル予防）	1	44
活動事例報告・意見交換会	1	29
「しながら体操」を広めよう	1	109
歯と口の健康講座（出前講座）	5	30

（3）感染症対策

ア 結核対策 ※本項目の統計数値は、年度でなくすべて暦年です。

【登録者の状況】

区分	推計人口 各年10.1 現在(A)	年末現在の登録者				新登録患者		
		総数 (※ ³ (B))	登録率 (B)/(A) ×10万	うち 活動性全結 核患者数(C)	有病率 ^{※1} (C)/(A) ×10万	総数 (※ ³ (D))	うち 活動性肺結 核患者数(E)	り患率 ^{※2} (D)/(A) ×10万
令和4年	283,610	46(41)	14.5	15	5.3	21(17)	11	6.0
令和5年	283,190	54(42)	14.8	17	6.0	30(23)	15	8.1
令和6年	282,458	52(40)	14.2	8	2.8	24(15)	14	5.3

※1 有病率：ある一時点において疾病を有している人の割合

※2 り患率：ある一定期間内における、疾病の新規発生の割合

※3 総数（ ）：潜在性結核患者を除く数

イ HIV

エイズに関する無料・匿名の相談・検査を実施しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検査人数 (人)	男	29	50
	女	15	21
	不明	-	-
	合計	44	71
			61

ウ 感染症届出数（結核を除く）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴い、一類～四類及び全数把握対象の五類に該当する患者を診断した医師により提出される感染症発生届や通報を受理・受信し、感染症発生動向調査を行っています。また、発生届が不要な感染症等に対し、報告や相談があった際には調査等を実施しています。

第2章 福祉保健課

令和6年度

(単位:人)

感染症類型	疾病名	届出数
三類	腸管出血性大腸菌(0157等)	5
	その他の三類感染症	0
四類	レジオネラ症	5
	その他の四類感染症	2
五類	梅毒	23
	風しん	0
	麻しん	0
	侵襲性肺炎球菌	4
	その他の五類感染症	21
他都市からの調査依頼	腸管出血性大腸菌・麻しん等	8

※新型コロナウイルス感染症は、令和3年2月12日までは感染症類型は「指定感染症」。

令和5年5月8日からは「五類感染症」。

令和6年度

(単位:件)

疾病名	調査・相談等件数
感染性胃腸炎	24
新型コロナウイルス感染症	68
その他(ＲＳ・疥癬他)	40
合計	131

工 感染症従事者研修

高齢者施設及び保育施設に対し、感染症の予防、拡大防止のための研修を実施しました。

(単位:人)

	高齢者施設	保育施設
令和4年度	23	
令和5年度	32	48
令和6年度	62	30

※令和4年度は高齢者施設のみを対象に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症防止のため、書面(資料配布)開催としました。なお、資料は参加予定の施設のみに配布しました。

(4) 栄養改善健康増進関係

ア 健康増進対策

(単位:回数…回、人数…人)

	乳幼児								母親			
	健診時集団指導()は個別指導再掲				健診以外		個別相談	集団		個別相談		
	4か月児		1歳6か月児		3歳児			母親教室				
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
令和4年度	24	1,878 (65)	36	2,007 (199)	36	2,199 (108)	41	371	57	12	189	0
令和5年度	24	1,839 (46)	36	1969 (152)	36	1967 (78)	58	529	49	12	195	0
令和6年度	24	1,717 (66)	34	1879 (176)	34	2084 (75)	56	504	55	12	218	2

第2章 福祉保健課

イ 市民の健康づくり増進事業

(ア) 食生活等改善推進員養成講座及び食生活等改善推進員研修会

食生活等改善推進員を養成するための講座を開催しています。講座修了後は、食生活を中心とした健康づくりの推進のため、地区での活動に参加します。福祉保健センターではこれらの活動に助言・協力をしています。

	食生活等改善推進員養成講座		食生活等改善推進員研修会	
	実施回数(回)	参加者数(人)	実施回数(回)	参加者数(人)
令和4年度	8回1コース	15	10	350
令和5年度	8回1コース	15	11	361
令和6年度	8回1コース	12	12	460

(イ) 食生活等改善推進員が行う、市民の健康づくり及び地区組織活動での支援

一般市民を対象に、ライフステージに合わせた健康づくりのための普及啓発活動を実施しています。食を通じて健康づくりの知識の普及と地域のつながり強化を目指しています。

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民の健康づくり	実施回数(回)	12	12	8
	参加者数(人)	253	295	268
	推進員数(人)	69	81	76
地区組織活動	実施回数(回)	6	11	18
	参加者数(人)	157	513	787
	推進員数(人)	23	52	106
その他 (役員会・打ち合わせ会)	実施回数(回)	99	104	111
	推進員数(人)	373	320	424

ウ 依頼健康教室、生活習慣改善相談等

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
依頼健康教室	実施回数(回)	3	4	13
	参加者数(人)	98	81	189

【個別指導】

(単位:人)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
栄養士	39歳以下	3	1	6
	40歳~64歳	29	41	25
	65歳~74歳	25	13	12
	75歳以上	8	14	17
保健師	39歳以下	3	2	6
	40歳~64歳	32	39	25
	65歳~74歳	23	16	12
	75歳以上	9	20	19
訪問事業		31	134	79
電話相談・面接		113	140	189

第2章 福祉保健課

エ 乳幼児食生活健康相談

子どもの頃からのよい生活習慣の確立を図り、乳幼児の健康を通じて家族の健康づくりを支援するために、乳幼児食生活健康相談・離乳食教室を開催しています。



	乳幼児食生活個別相談	離乳食教室	
	相談件数(件)	実施回数(回)	参加者数(人)
令和4年度	57	10	112
令和5年度	69	12	143
令和6年度	64	12	164

戸塚区健康キャラクター
「けんこっこ先生」

オ 特定給食施設指導事業

健康増進法に基づく、特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設に対し、給食関係者の研修会、巡回指導などで喫食者の健康管理がなされるよう指導しています。

特定給食施設：1回100食又は1日250食以上の施設

その他の給食施設：1回50食以上又は1日100食以上の施設

(市立小学校・特別支援学校28施設、市立保育園5施設を除く)

【管内施設数及び個別指導・講習会等実施状況】

(単位：件)

		学校	病院	介護老人保健施設	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	寄宿舎	事業所	計	個別指導	講習会等
特定給食施設	令和4年度	3	8	9	11	18	2	0	11	62	15	35
	令和5年度	3	8	8	12	17	0	0	12	60	21	51
	令和6年度	3	8	9	14	21	0	0	13	68	28	54
その他 の給食 施設	令和4年度	1	5	0	25	47	0	3	10	91	31	38
	令和5年度	1	5	1	25	51	2	3	9	97	31	75
	令和6年度	1	5	0	23	47	2	3	8	89	28	62
計	令和4年度	4	13	9	36	65	2	3	21	153	46	73
	令和5年度	4	13	9	37	68	2	3	21	157	52	126
	令和6年度	4	13	9	37	68	2	3	21	157	56	116

カ 栄養表示食品等の指導

健康増進法に基づき、特別の用途に適する旨の表示、栄養表示基準に関する表示、および食品の健康の保持増進の効果に関する虚偽・誇大表示の禁止に係る表示の適正化を図るため、買取調査及び適正化指導、業者からの相談に対応しました。

		特別用途 食品関係	栄養機能 食品関係	栄養成分 表示関係	虚偽誇大 広告関係
令和4年度	延べ指導回数	0	0	9	1
	指導食品数	0	0	9	1
令和5年度	延べ指導回数	0	0	2	0
	指導食品数	0	0	2	0
令和6年度	延べ指導回数	0	0	0	0
	指導食品数	0	0	0	0

第2章 福祉保健課

キ 国民健康栄養調査

健康増進法に基づき、国民の食品摂取量、栄養素等摂取量の実態を把握すると同時に、栄養と健康との関係を明らかにし、広く健康増進対策等に必要な基礎資料を得るため、国民生活基礎調査単位区より無作為に抽出された地区の世帯を対象に実施します。

	地区	世帯数（世帯）	人数（人）
令和4年度	戸塚区原宿	24	60
令和5年度	戸塚区戸塚町	25	72
令和6年度	該当なし		

（5）エックス線検査（直接撮影）

結核予防・管理を目的とした胸部エックス線検査及び肺がん検診を行っています。

（単位：件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ハイリスク健康診断	67	50	40
定期外結核健康診断	45	83	44
管理検診（福祉保健センター実施分）	4	2	3
肺がん検診	88	104	0
合 計	204	239	87

（6）原爆被爆者援護

原爆に被爆された方等を援護する事業について、神奈川県及び横浜市への進達事務を行っています。

（単位：件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
神奈川県への進達件数（被爆者健康手帳交付等）	70	35	50
横浜市への進達件数（原爆被爆者援護費等）	47	50	55

（7）とつか健康パワーアップ事業

地域でさまざまな健康づくり活動を行っている団体の活動を支援するとともに、団体同士が交流する機会を提供することで、更なる活動を促し、地域全体の活性化につなげます。

ア 健康づくり関係団体への支援事業

（ア）広報誌（活動PR紙）を発行し、区民へ活動内容を周知しました。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保健活動推進員	2,520部	8,500部	8,500部
食生活等改善推進員	4,500部	4,500部	2,500部

※保健活動推進員の広報誌分は令和5年度より班回覧を再開した。

第2章 福祉保健課

(イ) 全体研修会（保健活動推進員）

	実施日	会場	内容	参加者数（人）
令和4年度	10月31日（月）	戸塚区総合庁舎 3階多目的スペース大	健診結果の見方と食事の 栄養バランス	90
令和5年度	6月6日（火） 午前・午後	横浜薬科大学	薬草や生薬の使われ方を 学ぼう	89
令和6年度	7月4日（木） 午前・午後	戸塚区総合庁舎 3階多目的スペース大	「しながら体操」の習得と 指導	109

(ウ) 活動レシピ集作成（食生活等改善推進員）

	内容	発行部数（部）
令和4年度	レシピチラシ（朝ごはん2種・食育）増刷	900
令和5年度	レシピチラシ（ローリングストック）増刷	3,500
令和6年度	布ポスター印刷（食事バランス・離乳食・食育）	4枚

(エ) 戸塚健康まつりの実施

健康づくり関係団体（※）と協働で、戸塚ふれあい区民まつりで「健康まつりコーナー」を出展し、健康機器の測定やパネル展示、啓発物品・チラシの配布を実施しました。

※健康づくり関係団体

戸塚区医師会、戸塚区歯科医師会、戸塚区薬剤師会、戸塚区獣医師会、戸塚区食品衛生協会
戸塚区保健活動推進員会、戸塚区食生活等改善推進員会

	令和5年度	令和6年度（*）
戸塚健康まつり 入場者数	3,942人	3,677人

* 各ブース来場者の合計延べ人数

(オ) スロジョグの実施

日本スロージョギング協会®のインストラクターを講師に、講話と参加者への実走指導を実施しました。令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響で、中止していましたが、令和5年度から再開しました。

	実施内容	参加者数（人）
令和5年度	エンジョイ・スロジョグ講座（R）	76人
令和6年度	柏尾川ナイトラン及びスロージョギング（R） フォローアップ講座	92人

1 食品衛生係

飲食に起因する健康被害を防止するため、食品安全基本法、食品衛生法、食品表示法、食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例等に基づき、食品関係施設の許認可及び監視指導、食中毒発生時の対応、食品衛生に係る啓発事業を行っています。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に基づく薬局等の許認可及び監視指導、医療法等に基づく免許申請事務などを行っています。

(1) 食品衛生

ア 食品関係施設の監視指導業務

食品関係営業施設の許認可や監視指導を行い、施設の衛生確保を図っています。

【食品関係施設数及び監視指導件数】(施設数：各年度3月31日現在)

食品衛生法の改正により、営業許可制度の見直しと届出制度の創設がされ、令和3年6月1日から業態ごとに適用を受ける「業種」の整理統合が行われました。

【許可を要する営業の業種】

業種の新設や再編、届出業種への移行が行われました。

【届出による営業の業種】

横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例に基づく届出から、食品衛生法に基づく新たな届出制度に移行しました。

【許可を要する営業】

業種	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	施設数	監視指導件数	施設数	監視指導件数	施設数	監視指導件数
飲食店、喫茶店 (飲食店)	1,370	367	1,379	780	1,287	742
調理の機能を有する自動販売機 により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	3	1	13	2	14	2
食肉販売業	38	30	37	39	38	38
魚介類販売業	40	23	38	53	41	45
食肉処理業	6	3	4	3	3	3
菓子製造業	127	36	130	82	132	80
アイスクリーム類製造業	2	0	2	1	2	1
乳製品製造業	4	0	3	2	3	2
清涼飲料水製造業	2	2	2	0	2	0
食肉製品製造業	4	5	3	1	3	1
魚肉練り製品製造業 (水産製品製造業)	2	4	2	9	2	4
酒類製造業	1	0	1	1	1	1
豆腐製造業	1	0	1	0	0	0
めん類製造業 (麺類製造業)	5	4	5	1	5	2
そば類製造業	15	9	16	7	16	8
食品の冷凍又は冷蔵業	3	1	2	2	1	1

第3章 生活衛生課

(冷凍食品製造業)						
食用油脂製造業	1	0	1	1	1	1
漬物製造業	3	1	5	2	7	1
缶詰又は瓶詰製造業 (密封包装食品製造業)	9	1	8	0	6	0
食品の小分け業	2	1	3	0	3	0
添加物製造業	4	0	4	2	4	1
合計	1,642	488	1,659	991	1,571	991

()内の業種は食品衛生法の改正により再編成された業種

[届出による営業]

業種	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	施設数	監視指導件数	施設数	監視指導件数	施設数	監視指導件数
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	34	3	26	5	37	7
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	38	1	28	7	18	4
乳類販売業	127	10	108	18	93	15
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	95	0	147	0	199	0
コンビニエンスストア	95	21	99	23	105	30
百貨店、総合スーパー	48	30	49	42	50	45
その他の食料・飲料販売業	182	16	187	121	197	130
集団給食施設	158	25	169	42	176	35
その他販売業、製造業	104	15	129	103	134	99
合計	881	121	942	361	1009	365

イ 食品等の収去検査

区内で製造されている食品や、販売されている食品の安全性を確認し、規格基準に違反している食品等の流通を防止するため、検査を実施しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収去件数	32	37	43
うち、違反件数	1	0	3
監視による違反発見件数	0	2	0

ウ 食中毒対応

食中毒発生時に、患者及び飲食店等の調査・検査を実施し、原因究明を行います。また、原因施設に対して営業禁止等の行政処分を行い、被害の拡大防止を図るとともに、再発を防止するための改善指導を行います。

【過去10年間の食中毒発生状況】 【暦年】

年	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
戸塚区	発生件数	2	3	0	3	2	5	3	0	1
	患者数	8	7	0	109	2	12	138	0	9
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全	発生件数	48	43	39	52	50	37	32	31	41
										37

第3章 生活衛生課

	患者数	403	695	296	381	252	93	236	118	514	400
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 医務・業務

ア 許認可業務

(ア) 薬事関係施設（薬局、薬店、毒劇物販売業等）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物劇物取締法に基づく施設の許認可及び届出受理業務を行っています。

(イ) 医療関係施設（病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法及び歯科技工士法に基づく施設の許可及び届出受理業務並びに、医療法等に基づく施設の届出受理業務を行っています。

イ 監視指導業務

(ア) 薬事監視

薬局等の施設を対象に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に規定された人員・構造設備を有し、医薬品等の品質・有効性・安全性が確保されているか検査し、保健衛生の向上が図られるよう指導を行っています。

(イ) 医療施設への立入検査

施術所等の施設を対象に、法令により規定された構造設備を有し、清潔保持等の衛生上必要な対応が行われているか検査し、区民が安心して施術等を受けられるよう指導を行っています。

【薬務関係事務取扱件数、監視件数、管内施設数】（施設数：各年度3月31日現在）

〔令和4年度〕

（単位：件）

		薬局	製造・ 製造販売 ・承認	店舗 販売業	卸売 販売業	高度管理医 療機器販 売・賃貸業	管理医療 機器販売 ・賃貸業	再生医療等 製品販売業	毒物 劇物 販売業	合計
事務 取扱 件数	新規・更新 その他	464	8	146	7	92	59	0	25	801
監視件数		16	2	7	1	13	10	0	9	58
管内施設数		107	5	47	10	120	547	1	48	885

〔令和5年度〕

（単位：件）

		薬局	製造・ 製造販売 ・承認	店舗 販売業	卸売 販売業	高度管理医 療機器販 売・賃貸業	管理医療 機器販売 ・賃貸業	再生医療等 製品販売業	毒物 劇物 販売業	合計
事務 取扱 件数	新規・更新 その他	535	2	197	8	127	49	1	27	948
監視件数		11	2	4	0	11	6	0	3	45
管内施設数		106	5	46	10	124	561	1	42	895

〔令和6年度〕

（単位：件）

		薬局	製造・ 製造販売 ・承認	店舗 販売業	卸売 販売業	高度管理医 療機器販 売・賃貸業	管理医療 機器販売 ・賃貸業	再生医療等 製品販売業	毒物 劇物 販売業	合計
事務 取扱 件数	新規・更新 その他	580	2	190	10	144	55	1	14	996
監視件数		22	1	10	1	17	16	0	6	73
管内施設数		112	5	48	10	129	572	1	37	914

第3章 生活衛生課

ウ 免許関係事務（神奈川県への進達業務）

〔国家免許〕

(単位: 件)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
医師	免許申請	20	21	15
	その他	12	15	9
歯科医師	免許申請	2	1	1
	その他	4	2	2
保健師	免許申請	4	4	5
	その他	16	18	16
助産師	免許申請	6	8	7
	その他	2	11	3
看護師	免許申請	230	190	160
	その他	75	93	104
死体解剖資格認定	免許申請	0	1	0
	その他	0	0	0
診療放射線技師	免許申請	2	5	6
	その他	1	1	9
臨床検査技師・衛生検査技師	免許申請	6	3	3
	その他	5	16	2
理学療法・作業療法士	免許申請	56	63	57
	その他	12	19	24
視能訓練士	免許申請	1	1	0
	その他	3	1	2
管理栄養士	免許申請	29	8	25
	その他	12	10	19
薬剤師	免許申請	29	32	33
	その他	35	46	45
国家免許合計		562	569	547

〔県免許〕

(単位: 件)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
調理師	免許申請	40	40	28
	その他	10	12	10
栄養士	免許申請	17	12	19
	その他	20	17	17
准看護師	免許申請	4	7	5
	その他	7	4	12
受胎調節実地指導員	免許申請	1	3	0
	その他	0	0	0
麻薬取扱者	免許申請	325	293	181
	その他	587	616	502
県免許合計		1,011	1,004	774

エ その他

(単位: 件)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
諸証明（免許・施設関係の申請・届出の受理証明及び免許等の照合証明）		72	90	76
薬務関係相談・苦情		8	5	6

第3章 生活衛生課

厚生労働省が実施する調査への協力

調査名	調査内容	調査対象	実施時期
医師、歯科医師、薬剤師の届出	医師、歯科医師、薬剤師の業務の種別等	医師 歯科医師 薬剤師	令和6年度実施 (実施周期: 2年に1度)
業務従事者届	保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の従事場所等	業務に従事している資格者	令和6年度実施 (実施周期: 2年に1度)

第3章 生活衛生課

2 環境衛生係

安全で衛生的な市民生活のため、○環境衛生関係営業施設等の許認可・監視指導、○生活衛生に係る相談対応・啓発、○感染症等への健康危機管理対応、○飼い犬の登録・狂犬病予防注射事務、動物取扱業者の登録事務、○飼い主のいない猫対策として不妊去勢手術の推進と適正管理の啓発などを行っています。

(1) 環境衛生関係営業施設の監視指導業務

旅館・ホテル、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、プール、温泉、畜舎等の許認可及び施設の監視指導を行い、衛生確保に努めています。

※根拠法令：旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、

墓地、埋葬等に関する法律、神奈川県海水浴場等に関する条例、温泉法、化製場等に関する法律

【環境衛生関係営業施設数、監視指導等件数】(施設数は各年度3月31日現在)

	総数	旅館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	墓地・火葬場等	プール	温泉利用施設	畜舎	
令和4年度	施設数	1,060	6	2	12	100	258	79	579	8	4	12
	許可申請・開設届出件数	17	0	0	0	1	11	5	0	0	0	0
	監視・許可調査等件数	79	4	0	3	3	23	32	2	3	3	6
令和5年度	施設数	1,059	5	2	12	100	265	75	577	8	4	11
	許可申請・開設届出件数	23	0	0	0	1	19	2	0	0	0	1
	監視・許可調査等件数	84	7	1	11	3	36	5	3	4	12	2
令和6年度	施設数	1,055	5	2	12	100	267	71	576	8	4	10
	許可申請・開設届出件数	12	0	0	0	1	12	2	0	0	0	0
	監視・許可調査等件数	126	5	1	7	29	53	17	1	5	7	2

(2) 建築物衛生対策業務

事務所や店舗など、不特定多数の人が利用する大規模な建築物を「特定建築物」といい、空気環境や給排水等に係る維持管理基準が定められています。このような建築物の所有者等に対し、立入調査等により空調設備や給水・排水設備の管理、衛生害虫防除等の衛生管理を適切に行うよう指導しています。

また、建築物や受水槽の清掃等の業務を行う業者の登録（市長登録）と、営業所への立入指導等を行っています。

※根拠法令：建築物における衛生的環境の確保に関する法律

第3章 生活衛生課

【特定建築物件数及び監視指導件数】(建築物件数は各年度3月31日現在)

(単位:件)

	総数							監視指導件数
	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	
令和4年度	78	0	2	21	33	16	1	5
令和5年度	79	0	2	21	34	16	1	5
令和6年度	79	0	2	21	34	16	1	13

【建築物登録業件数及び監視指導件数】(登録業件数は各年度3月31日現在)

(単位:件)

	建築物清掃業	総数							監視指導件数
		建築物空気環境測定業	清掃業	建築物空気調和用ダクト	建築物飲料水貯水槽業	清掃業	建築物排水管清掃業	防除業	
令和4年度	22	4	1	0	0	10	3	3	1
令和5年度	22	4	1	0	0	10	3	3	1
令和6年度	21	3	1	0	0	10	3	3	2

(3) 受水槽等衛生対策業務

井戸等を水源として飲用水を供給する専用水道施設や、ビルや集合住宅等に設置された受水槽は、所有者が衛生的に管理することが義務づけられています。

これらの施設に関する届出等の受付の際や施設の立入調査などによって、衛生管理に関する指導・助言を行っています。

*根拠法令：水道法、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

【受水槽施設件数及び監視指導件数】(施設数は各年度3月31日現在)

(単位:件)

	専用水道 (※1)	総数			監視指導 件数
		簡易専用水道 (※2)	小規模受水槽 水道 (※3)	簡易給水 水道 (※4)	
令和4年度	606	12	368	226	0
令和5年度	593	11	362	220	0
令和6年度	580	11	354	215	0

※1 専用水道

101人以上の居住者に対して水を供給するもので水道水を水源とし、受水槽の有効容量合計が100m³を超えるもの又は口径25mm以上の導管全長が1500mを超えるもの又は水道水以外を水源とし、その一日最大給水量が20m³を超えるもの

※2 簡易専用水道：水道水を水源とし、受水槽の有効容量が10m³を超えるもの

※3 小規模受水槽水道：水道水を水源とし、受水槽の有効容量が10m³以下のもの

※4 簡易給水水道：地下水を水源とし、専用水道に該当しないもの

第3章 生活衛生課

(4) 感染症対策業務

レジオネラ症やデング熱など感染症患者の発生時に、感染症の拡大・再発防止のため、健康づくり係と連携して患者調査や利用施設の調査等を行っています。

また、公衆浴場・温泉施設、高齢者利用施設、公共施設等におけるレジオネラ症発生防止のため、設備管理状況の調査・指導や水質検査等を行っています。

このほか、蚊媒介感染症国内流行等に備えた、蚊の生息・病原体保有状況調査、蚊の発生防止・刺咬防止等に関する啓発等を行っています。

* 根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 等

【レジオネラ症に関する届出、対応件数】(件数は各年度3月31日現在) (単位：件)

	届出件数			施設等調査件数
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
レジオネラ症発生届	11	4	5	5
自主検査陽性の連絡	2	6	6	6
合計	13	10	11	11

【レジオネラ症防止重点対策件数】(件数は各年度3月31日現在) (単位：件)

重点指導対象施設	施設数			調査・指導件数
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
社会福祉施設	64	67	69	62
横浜市公共施設	37	38	39	43
病院	13	13	13	16
合計	114	118	121	121

(5) 居住衛生関係業務

区民の健康的で安全な生活を推進するため、ねずみ・衛生害虫の防除や住まいの衛生に係る相談に対応し、調査や助言を行っています。

【ねずみ・衛生害虫苦情相談件数】 (単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	内訳					
				ねずみ	ハチ	ハエ・ゴキブリ	カ	シラミ	その他
相談件数	712	766	732	142	301	14	1	1	72
調査件数	25	26	28	0	27	1	0	0	0

(6) 狂犬病予防及び動物保護管理関係

狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録・狂犬病予防注射接種事務や、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業の登録事務及び監視指導、市条例に基づくペットの適正飼育に関する相談対応や啓発等を行っています。

* 根拠法令：狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例

【飼い犬の登録数及び狂犬病予防注射率】(各年度3月31日現在)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録頭数（頭）	11,951	11,661	11,385
狂犬病予防注射頭数（頭）	10,163	10,093	9,937
登録犬の狂犬病予防注射率	85.0%	86.6%	87.3%

第3章 生活衛生課

【犬・猫引取頭数】

(単位: 頭)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
飼い主不明犬収容・野犬捕獲頭数	3	5	7
飼えなくなった犬の引取頭数	7	3	5
傷病(犬/猫)・自活不能等猫扱い頭数	39	41	19

【犬に係る苦情件数】

(単位: 件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬の内訳	飼い主のいない犬	1	0
	飼い犬	151	186
	合計	152	186
苦情内容の内訳 (複数計上有)	放し飼い	4	12
	ふん・尿による汚染	100	123
	鳴き声	17	21
	その他	40	39
	合計	161	195
咬傷事故	事故届	8	5
	被害届出件数	5	2

【猫に係る苦情・相談件数】

(単位: 件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
猫の内訳	飼い主のいない猫	166	125
	飼い猫	20	20
	合計	186	145
苦情内容の内訳 (複数計上有)	ふん・尿による汚染	83	68
	臭気等	9	5
	鳴き声	5	4
	身体・器物の破損	20	11
	その他	99	86
	合計	216	174
飼育相談 (飼い主のいない猫の問題解決相談を含む)	241	168	89

第4章 高齢・障害支援課

1 高齢・障害係

高齢・障害支援課における窓口の運営を担当しています。その他、敬老・福祉特別乗車証(券)の発行や障害児・者の有料道路割引、指定難病の申請受付などを担当しています。

(1) 窓口

窓口では、様々な福祉保健に係る相談をお受けし、相談内容に応じて、各種サービス等の情報提供や申請受付等を行います。

相談内容別

(単位: 件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護保険等	3,131	3,148	3,215
障害者総合支援法	11,020	11,310	11,892
障害者手帳・手当	6,428	7,010	7,314
精神保健相談	192	203	145
医療費助成	1,954	2,046	2,175
権利擁護・成年後見制度	127	93	73
交通費助成等	7,741	7,696	7,245
その他相談・手続	2,641	2,621	2,751
合 計	33,234	34,127	34,810

※1件の相談で複数の内容を含む場合があります。

(2) 敬老特別乗車証交付

70歳以上の高齢者の方(希望者)に市内のバスや地下鉄などの乗車証(令和4年度よりICカード)を交付しています。

【交付数】

(単位: 件)

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	35,067	35,214	35,404

(3) 特別乗車券等発行

障害のある方等の行動範囲の拡大のため、福祉特別乗車券など各種の交通手段の割引制度があります。

(単位: 件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福祉特別乗車券	5,430	5,689	5,833
重度障害者福祉タクシー利用券	1,819	1,858	1,855
障害者自動車燃料券	904	970	1,021
有料道路通行料金割引	1,220	2,066	1,589

第4章 高齢・障害支援課

(4) 地域ネットワーク見守り事業「みまもりネット」

民間事業者の方や近隣の方が、高齢者等のちょっとした異変に気付いたときに、地域ケアプラザや区役所へ御連絡いただき、相談・支援につなげる取組を実施しています。

【登録事業者数】363 (令和7年3月末現在)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
内 訳	連絡・通報件数	101	109	149
	協力事業者	17	24	25
	警察・消防等	3	2	1
	協力ボランティア団体 (※)	—	—	0
	民生委員	15	37	44
	事業者 (登録外)	34	20	32
近隣・家族等		32	26	47

※令和6年度から協力ボランティア団体が新たに構成機関となりました。

(5) 災害時要援護者支援事業

ア 災害時に、自力での避難が困難な高齢者の方や障害者の方など（災害時要援護者）の安否確認、避難支援等が迅速に行われるよう、地域の皆様の取組に対する支援を行っています。区役所と協定を結んだ団体には、区役所が保有する災害時要援護者の名簿を提供しています。

【災害時要援護者名簿提供団体 (令和6年度末現在)】 48 団体

イ 災害時要援護者に対しては、地域防災拠点等の一般の避難所では、専用スペースを確保し、物資等も優先的に配布するなどの配慮が必要です。そのような配慮があっても地域防災拠点等での避難生活に適応できない方のための二次的避難場所として、協定を締結した社会福祉施設等を福祉避難所（平成30年4月特別避難場所から名称変更）として指定しています。

【福祉避難所 (令和6年度末現在)】 41 施設

(6) 敬老月間事業

9月の老人週間（9月15日の老人の日から同月21日まで）に、区内最高齢の方を区長等が訪問しています。

なお、新規100歳の方には、内閣総理大臣の祝状、記念品（銀杯）を贈呈します。

【戸塚区内100歳以上の方の人数】

(単位:人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
101歳以上	140	147	158
新規100歳	67	64	81

(7) 老人クラブ活動支援

老人クラブでは、高齢者の方が自らの生きがいを高め、健康づくり進める活動やボランティア活動を始めとした地域を豊かにする活動を実施しています。高齢者の方々のネットワークづくり、社会参加活動に大きな役割を果たしています。

各地区的クラブで行う活動のほか、戸塚区老人クラブ連合会として、シニア大学、カラオケ大会、福祉大会、趣味の作品展、ゲートボール大会などの事業を行っています。

【老人クラブ数と会員数の推移】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団体数	75	71	70
会員数	4,876	4,610	4,541
友愛活動員	422	405	405

※友愛活動員は、高齢者の方への訪問や見守り、居場所・たまり場づくりを行っています。

2 高齢者支援担当

高齢者一人ひとりがよりよい生活を送れるよう支援することを目的として、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）や関係機関、団体等による個々のサービス提供のための後方支援や、区域の高齢者福祉保健サービス向上のための調整、在宅高齢者と家族への支援などを行います。介護予防、生活支援、在宅医療・介護連携、認知症対策及び高齢者の権利擁護等の取組を通じて地域包括ケアシステムの構築を進めています。

（1）地域包括ケアシステムの構築推進

ア 地域包括ケアシステムとは

2025年（令和7年）には団塊の世代が75歳以上になり、要介護認定者や認知症高齢者がさらに増えることが見込まれています。あわせて医療・介護従事者の人材不足や、社会保障費の急増が懸念され、「2025年問題」として対処することが喫緊の課題となっています。高齢者がお住まいの地域で自分らしく生き生きと暮らし続けることができるよう、高齢者を支える地域づくり（地域包括ケアシステムの構築）を推進しています。

イ 戸塚区の取組

戸塚区では、下記について重点的に取り組んでいます。

- 「介護予防」・・・いつまでも元気に過ごせるよう心身の健康の維持・向上のための取組
- 「生活支援」・・・日常生活に困りごとを抱えている人を支援する取組
- 「在宅医療・介護連携」・・・医療や介護が必要な状態になった際に支援する取組
- 「認知症に対する取組」・・・認知症になった人や家族等を支援する取組
- 「高齢者の権利擁護」・・・判断能力が低下した高齢者等の権利を守る取組

ウ 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区アクションプラン

区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ及び関係機関等が、区域における地域包括ケアシステムの目指す方向性を理解し共有することを目的として、平成30年3月に「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区行動指針」を策定しました。令和4年3月に内容を改定し、「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区アクションプラン」に名称を変更しました。

（区アクションプランのホームページはこちら↓）

https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kurashi/fukushi_kaigo/koreisha_kaigo/torikumi/houkantu-care.html

エ 地域包括ケアシステム連絡会

戸塚区アクションプランを推進するため、地域ケアプラザ等と各取組状況や課題を共有する目的で開催しています。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	2回	1回	1回

オ 地域ケア会議

多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の関係機関等が連携して、地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤の整備につなげていく方法です。

戸塚区においても、個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベルの各地域ケア会議を実施しています。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個別レベル会議	12回	9回	9回
包括レベル会議	3回	8回	5回
区レベル会議	1回	1回	1回

第4章 高齢・障害支援課

(2) 高齢者在宅サービス

介護保険サービスとは別に、一般行政サービスとして在宅生活を支援し、要援護高齢者に対し、介護予防や自立生活の支援を目的とした福祉サービスを実施しています。

事業名	対象者及びサービスの内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者食事サービス事業	要介護（要支援）に認定されたひとり暮らしの方などで食事の用意が困難な方に事業者が、栄養のバランスが取れた食事を直接訪問し提供し、併せて安否確認を行います。	82	86	74
		延べ利用回数（回） ※令和6年度で事業廃止		
外出支援サービス	おおむね65歳以上の要介護（要支援）に認定された方で、一般的の交通機関を利用して外出することが困難な方。専用車両により、自宅と医療機関、福祉施設などの間を送迎します。	31	0	0
		延べ利用回数（回） ※令和5年度 新規受付廃止		
生活支援ショートステイ	おおむね65歳以上の方で、介護保険の給付対象とはならないが、介護者の不在やひとり暮らしのために生活管理が必要な方。養護老人ホーム等に短期入所し、体調の回復、生活習慣の改善等を図ります。	0	3	1
		延べ利用人数（人）		
あんしん電話貸与事業	ひとり暮らし等の高齢者を対象に、近所の方や救急とすぐ連絡できるよう、電話機に通報装置を取り付けます。	13	3	16
		延べ利用人数（人） ※令和6年度で新規受付終了、令和7年度で事業廃止		
高齢者紙おむつ給付事業	要介護1～5に認定され、ねたきりまたは認知症の状態にあり、かつ在宅で介護を受けている方のうち生活保護世帯等または市民税非課税世帯の方に紙おむつを給付します。	4,523	5,267	5,359
		延べ利用人数（人）		
高齢者住環境整備事業	要介護（要支援）に認定された方を対象に自立支援や介護者の負担軽減のため、身体状況に合わせた住宅改造相談（新築・増改築は対象外）や所得に応じた改造費の助成を行います。	1	0	0
		障害者住環境整備事業対象者除く件数（件） ※令和5年度 事業廃止		
訪問理美容サービス事業	概ね65歳以上、要介護4・5などで理美容院へ出かけることが困難な方を対象に理美容師が出張・訪問してサービスを提供します。	134	157	156
		登録者数（人）		

(3) 訪問指導事業

40歳以上で介護予防、自立支援のための保健指導が必要な方、生活習慣病や認知症などで療養中の方、一人暮らしや閉じこもりがちな方、寝たきりの方などを介護している家族等、対応困難・虐待等のために支援が必要な方等に対して、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士等が訪問し、心身の健康に関する相談に応じながら、疾患の予防や療養生活等について必要なアドバイスを行います。

ア 保健師等による訪問保健指導

訪問対象者数（人）	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度末訪問事業対象者数	268	256	79

イ 訪問型短期予防サービス事業

保健・医療の専門職の早期介入による対象者の閉じこもり予防、その改善、社会参加の促進と介護予防を目的に、閉じこもりやうつ等、心身の状況により必要と判断された方へ、介護予防ケアマネジ

第4章 高齢・障害支援課

メントによるケアプランをもとに、看護師・保健師が訪問を行います。

生活機能が低下している高齢者に対し、専門職が集中的にケアを行うことで、生活機能の改善・向上を目指します。

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
保健師・看護師等	3	62	3	70	2	55

(4) 中途障害者支援事業

ア 中途障害者地域活動センター支援 (NPO 法人中途障害者地域活動センター とつかわかば)

中途障害者地域活動センター（以下活動センター）は、脳血管疾患等による中途障害者が、創作・軽作業・生活訓練・地域交流などを通じて、地域で自立して生活することを目指して活動する場です。活動センター事業とリハビリ教室事業を行っています。

区の職員は必要に応じて活動センターを支援しています。事業検討会への出席や、リハビリ教室運営等の支援、補助金に係る事務支援を行っています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用者数	2,215	2,261	2,091
実人数（登録者）	29	27	24

活動センターが開催しているリハビリ教室は、脳血管疾患等で後遺症のある方を対象に、参加者同士が交流しながら、実生活に役立つ体験や・スポーツ・話すことを通し、心身の機能維持・日常生活の自立・社会参加が出来るよう支援します。

区の職員はリハビリ教室対象者の把握とその導入、教室利用者の状況把握・評価等をセンター職員と共にを行い、教室修了後も支援を行います。

	開催回数	実人数（人）	延べ人数（人）
令和4年度	37	9	159
令和5年度	37	6	112
令和6年度	37	9	133

イ 中途障害者への理解を深めるための事業

【高次脳機能障害者支援機関連絡会】

平成22年度から高次脳機能障害者の家族や、支援に携わる関係機関、関係者との連絡会を実施しています。

＜出席者＞

当事者・家族、高次脳機能障害支援センター、障害者スポーツ文化センターラポール上大岡、横浜市戸塚スポーツセンター、戸塚区社会福祉協議会、戸塚区内や近隣区の病院等

※出席機関等は固定ではなく、テーマ等により事務局（活動センター・区役所）で検討。

＜話題・テーマ等＞

令和4年度「高次脳機能障害の方を地域で支えるためにできること」

令和5年度「移動支援について現状を知ろう」

令和6年度「現状の医療（リハビリ）・退院に向けての支援を知ろう」

【研修会】

上記連絡会での合同開催や、自主グループとの協同開催等で中途障害者や家族、支援者を対象に研修会を企画しています。

第4章 高齢・障害支援課

(5) 介護予防事業

ア 介護予防普及啓発事業

介護予防の活動に取り組むきっかけとして、講演会や講座を開催しています。特に、高齢期に起こりやすい健康上の問題、要介護認定の原因の多くを占める「フレイル予防」や「ロコモティブシンドローム」、「認知症予防」に関する知識の普及啓発を行っています。

	介護予防講演会			地域への出前講座・個別相談等	
	テーマ	内容	人数	内容	人数
令和4年度	ずっと歯ッピー！健康長寿の秘訣～オーラルフレイル予防～	オーラルフレイルの早期発見、予防・改善に向けて、医師による講話	77人	新型コロナウイルス感染症流行禍で、地域包括支援センターの介護予防活動支援等を実施。 24回	316人
令和5年度	膝の痛みとの上手な付き合い方～あきらめないで、その痛み～	第1部：専門医による講話～膝の痛みについて～ 第2部：理学療法士による体操実演～おうちでできる膝痛予防～	60人	地域の通いの場等への出張や地域包括支援センターの介護予防活動支援等を実施。	173人
令和6年度	膝痛予防講演会	第1部：専門医による講話～膝の痛みについて～ 第2部：健康運動指導士による体操実演～おうちでできる膝痛予防体操～	221人	地域の通いの場等への出張や地域包括支援センターの介護予防活動支援等を実施。	499人

イ 地域介護予防活動支援事業

身近な場所で仲間と介護予防に取り組むグループである、元気づくりステーションなど活動の場の支援、介護予防の取組を伝える担い手・介護予防ボランティアの発掘・育成等を行っています。

自主活動グループの支援は、地域の特性を理解し介護予防に資する自主的な活動を行うことができるよう、地域住民や地域包括支援センターと連携しながら、立ち上げ・育成・運営の支援を行っています。

	介護予防ボランティア養成講座		人材育成フォローアップ講座		自主活動グループの立ち上げ・育成・運営支援等	
	内容	人数	内容	人数	内容	人数
令和4年度	はまちゃん体操コース3回/コース ハマトレコース2回/コースで開催	18人	はまちゃん体操・ハマトレ1回、レクリエーション1回で開催		自主活動グループの運営支援 はまちゃん体操ひろめ隊9回	9回 135人
令和5年度	「はまちゃん体操・ハマトレコース」と「フレイル予防コース」の2コースを実施	72人			自主活動グループと「はまちゃん体操ひろめ隊」への運営支援	25回 347人

第4章 高齢・障害支援課

令和6年度	はまちゃん体操・ハマトレ2回、コグニサイズ3回、オーラルフレイル予防1回の合計7回/コースを実施	41人		自主活動グループと「はまちゃん体操ひろめ隊」への運営支援	8回 214人
-------	--	-----	--	------------------------------	------------

◆ 「はまちゃん体操ひろめ隊」

平成19年度から24年度に育成した「はまちゃん体操普及員」が、戸塚区独自の介護予防ボランティアである自主グループ「はまちゃん体操ひろめ隊」として、戸塚区の各地域に出向いて介護予防体操の啓発を行っています。区は「はまちゃん体操ひろめ隊」の活動の支援をしています（定例会月1回）。

ウ 元気づくりステーション事業（平成24年度から実施）

健康で生きがいのある活動的な生活を送ることができるよう、身近な場所に主体的・継続的に介護予防に取り組むグループ活動を支援しています。元気づくりステーションは、少し体力が落ちても身近な場所で人と繋がりながら、介護予防に効果的な活動を自主的に継続することを目的とした活動です。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
グループ数	25	24	25

（6）認知症高齢者支援事業

ア もの忘れ相談（高齢者精神保健相談）

嘱託精神科専門医が相談に応じています。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	5	5	7

イ 認知症高齢者SOSネットワーク事業（戸塚区みつけてネット：戸塚区愛称）

区・警察等の公共機関、交通機関、関係団体、地域住民の連携・協力により情報提供ネットワークを構築することで、徘徊認知症高齢者を早期に発見し保護すること、及び広く地域住民に認知症高齢者への理解を深めることを目的としています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規登録者数（人）	68	76	79
解除者数（人）	59	80	75
登録者累計（人）	260	256	260
利用実績（回）	5	5	5

ウ 認知症高齢者SOSネットワーク連絡会

認知症高齢者の見守り・ネットワークをテーマにした関係機関の連絡会議を開催しました。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連絡会議（回）	1	1（研修会・書面）	1（書面）

参加関係機関：19（警察、消防、医療機関、民生委員、交通機関、福祉施設など）

エ 認知症の普及啓発

令和4年度	『知ってあんしん認知症サポートミニガイド』の更新、配布 広報よこはま戸塚区版にて9月のアルツハイマー月間に啓発記事を掲載 戸塚図書館と協働で図書館内でのパネル展開催 等
-------	--

第4章 高齢・障害支援課

令和5年度	『知ってあんしん認知症サポートミニガイド』の更新 広報よこはま戸塚区版にて11月にMCIに関する啓発記事を掲載 戸塚図書館と協働で図書館内でのパネル展の開催 等
令和6年度	講演会、認知症サポートー養成講座などの認知症イベントの実施 区内4書店によるブックフェアの開催 戸塚図書館と協働で図書館内でパネル展の開催 『知ってあんしん認知症サポートミニガイド』を更新、配布 等

オ 認知症サポートー養成講座（市民セクター報告実績）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数（回）	21	27	36
養成人数（人）	469	464	1,337

カ 認知症高齢者緊急対応事業

急激な精神症状の悪化により、在宅生活が困難となった場合の相談に応じています。

また、必要に応じ、本人の安全な生活の確保と介護者の負担軽減のため、一時入院受け入れ先の調整を行っています。

（単位：件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談数	4	45	25
緊急訪問数	3	21	15
緊急一時入院（専門治療病棟）	3	1	2
専門スタッフ訪問チーム派遣	3	1	2

キ 若年性認知症支援

65歳未満で認知症を発病する若年性認知症患者の場合、経済的な問題や、希望に合う介護サービスが見つけにくいくこと等、高齢者の認知症とは異なる課題が多くあります。支援体制も十分には整っていない状況で、介護をする家族の精神的な負担も大きく、家族同士の情報交換の場が求められていることから、令和3年度までは、「若年性認知症の家族のつどい」を開催し支援していました。

令和4年度からは、若年性認知症の本人・家族の居場所づくりとして、認知症疾患医療センター横浜舞岡病院の主催する認知症カフェ部会に参画し、若年性認知症カフェの開催支援を行っています。

	日程	テーマ・講師	参加者	関係機関等
令和4年度	12/23	若年性認知症カフェの開催支援 開催場所：交流広場とつか	2	6
令和5年度	6/23	座談会	0	8
	9/29	薬剤師講話「認知症とお薬について」	5	13
	12/8	金融機関講話「認知症支援に関するサービス・対応について」	6	18
	3/8	認知症疾患医療センター医師講話「新薬レケンビについて」	9	12
令和6年度	6/28	主任ケアマネジャー講話「介護保険の入所施設を知ろう」	7	11
	9/27	座談会	5	10
	12/13	音楽療法と座談会	8	12
	3/14	座談会	5	11

（7）在宅高齢者虐待防止事業

ア 高齢者虐待の防止

高齢者や養護者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者に対する虐待の防止や虐待の早期発見・対応、養護者に向けた介護負担軽減等の支援、市民に向けた高齢者虐待防止の啓発を行っています。

第4章 高齢・障害支援課

イ 関係機関連絡会：ネットワーク構築

区内全体の高齢者虐待の現状と課題の共有のほか、区内で発生した事例を検討することにより虐待防止、早期発見・早期解決に向けたスキルアップを図るとともに、多職種による効果的な連携を図ることができますよう、関係者のネットワークづくりを行っています。

	関係機関連絡会	
	内容	出席者
令和4年度	認知症事業と合同連絡会開催 テーマ：日頃の活動の中でできる、認知症高齢者への対応及び虐待防止にむけた取り組みを考える。気づきとつなぎで高齢者をネットワークで見守る。 戸塚区高齢者虐待の現状報告（統計）、区の取り組み、各機関の気づき、つなぎ等の報告 アンケート実施	警察、消防、医師会、民生委員児童委員協議会、地域ケアプラザ、居宅介護支援事業所、区社協、在宅医療相談室、横浜市交通局、神奈川中央交通株式会社、戸塚区キャラバンメイト等の代表者
令和5年度	戸塚区高齢者虐待の現状報告（統計）、区の取り組み説明、意見交換 テーマ：コロナ禍で各所属の高齢者虐待状況変化、対応の工夫、～困難に感じたことを通じて～	警察、消防、医師会、歯科医師会、薬剤師会、民生委員児童委員協議会、地域ケアプラザ、居宅介護支援事業所、区社協、在宅医療相談室、ほめっと、弁護士
令和6年度	横浜市の高齢者虐待の統計報告、区の取り組み説明（通報受理後の区の動きについて）、意見交換 日々の業務で思うこと、区の取り組みについて思うこと、提案等	消防、医師会、歯科医師会、薬剤師会、民生委員児童委員協議会、地域ケアプラザ、居宅介護支援事業所、区社協、在宅医療相談室、ケアマネット、ほめっと、弁護士

ウ 介護者のつどい：介護者支援

身近な地域で介護負担について相談でき、他の人の介護の体験談を聞くなど、リフレッシュできる場として区内の地域包括支援センターで実施している「介護者のつどい」を支援しています。

介護者のつどいのチラシを毎年更新し、窓口配架や介護保険申請時に配布しています。

エ 弁護士との事例検討会

令和4年度 11月14日	「経済的虐待」をテーマに振り返り2事例	包括支援センター社会福祉士と企画から打ち合わせを重ね、検討会の形式や事例提供を包括より提供し開催。助言者：弁護士
令和5年度 10月23日	「困難事例について法的な視点から対応を考える」をテーマに2事例を検討	包括支援センター社会福祉士と合同企画し開催。区内全包括支援センターから事例や質問を提出してもらい、弁護士から助言・回答。
令和6年度 12月5日	「指針とマニュアルを大切に」	事例を通してグループワークを行い、指針やマニュアルについて弁護士から内容の解説をしてもらい、理解を深めた。

オ 区職員向け研修（令和5年度から局予算が付き、必要な研修として位置づけされた）

令和5年度 7月3日	ケース記録、弁護士相談票の書き方・読み方	高齢者支援担当SW・保健師向けに、弁護士からケース記録の書き方・読み方と弁護士相談票について解説・レクチャー。
令和6年度 7月30日	指針の活用と理解	指針とマニュアルの改訂に伴い、弁護士より改訂部分のポイントと虐待判断のアドバイスを受けた。

第4章 高齢・障害支援課

(8) 権利擁護事業

ア 成年後見サポートネット

国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、認知症等により自己の判断のみでは、意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及啓発を行います。

弁護士会等の専門職団体や地域包括支援センター等関係機関と共に連携し、支援が必要な人を成年後見制度につなげます。成年後見制度・市民後見制度の利用促進、市民後見人の養成と活動支援を推進しています。

(ア) 専門職会議：区域における権利擁護に関する課題の検討

(イ) 全体会：地域の権利擁護関係機関・団体のネットワーク強化、区担当4士業（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士）の参加のもと開催、社会福祉協議会（区社協あんしんセンター、横浜生活あんしんセンター）、区役所（高齢者支援担当・障害者支援担当・生活支援課）

		専門職会議		全体会	
令和4年度	5/23	区域の相談分析と課題検討	19人	事例検討（グループワーク）	36人
	9/12	モニタリングケース検討2件 ※オンライン開催	23人	事例報告2件 ※オンライン開催	36人
	1/17	モニタリングケース検討2件	20人	事例検討（グループワーク）	38人
	3/14	区域の相談分析と課題検討 アセスメントシートに向けた意見交換	18人		
令和5年度	6/20	相談分析結果シート予備アセスメントシートの共有など	33人	事例報告 グループワーク	33人
	9/19	進行管理表より継続案件の状況報告3件	32人	本人・親族への成年後見制度説明のポイントを学ぶ	31人
	1/23	進行管理表より継続案件の状況報告3件 モニタリング	28人	研修【申し立て支援をするにあたっての知識を深める】	28人
	3/12	今年度の振り返りおよび区域の権利擁護の課題の共有	27人		
令和6年度	6/17	相談分析結果シート及びアセスメントシートの共有など	31人	グループワーク「権利擁護の困りごと」	29人
	9/22	第一回全体会ケース振り返り1件 モニタリング1件	30人	成年後見制度説明ツール共有と事例共有に伴うグループワーク	28人
	1/22	モニタリング1件 事例検討1件	32人	グループワーク「身近な支援者に後見制度を知ってもらい協力の裾野を広げる」	32人
	3/10	今年度の振り返り予備区域の権利擁護の課題の共有	31人		

イ 成年後見等

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成年後見等申立件数（区長申し立て）	12	17	11
利用支援事業	45	60	49

第4章 高齢・障害支援課

ウ エンディングノート普及啓発

年度	内容		講師	対象	参加人数
令和4年度	5月	エンディングノート普及啓発講座 ～相続・遺言について学ぶ～	弁護士	区内福祉・介護医療関係者	30名
	8月	エンディングノート普及啓発講座 ～相続・遺言について学ぶ～	弁護士	一般区民	37名
令和5年度	8月	エンディングノート普及啓発講座	NPO法人理事長	一般区民	39人
	11月	エンディングノート普及啓発講座	社会福祉士会	一般区民	50人
令和6年度	10月	エンディングノート普及啓発講演会 「自分らしく生きる」 ～落語で楽しく学ぶ！エンディングノート～	行政書士・社会人落語家	一般区民	224人

(9) 高齢者施設サービス

環境上の理由及び経済的事情により、在宅での生活が困難な高齢者のための入所施設である養護老人ホームへの入所等の支援を行っています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所措置(延べ件数)	4	3	2
退所措置(延べ件数)	1	4	5
措置人員(各年度3月31日現在) (単位：人)	63	60	53

(所得制限あり)

(10) 地域包括支援センターへの支援

戸塚区内の11地域ケアプラザに、それぞれ地域包括支援センターが整備されています。定期的なカンファレンスや連絡会を通して、相談助言・情報交換・援助技術などのサポートを行っています。

支援対象	支援内容	回数		
		令和4年度 ^{※2}	令和5年度	令和6年度
地域包括支援センター	定例カンファレンス	121回 (各ケアプラザ月1回)	132回 (各ケアプラザ月1回)	132回 (各ケアプラザ月1回)
	主任CM ^{※1}	12回	12回	12回
	看護職等	9回	10回	8回
	社会福祉士	0回	7回	6回

※1主任CM：主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）

※2新型コロナウィルス感染症の影響により中止となったものがあります。

(11) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療相談室、ほーめっと（在宅療養連絡会）、医師会、ケアマネット、訪問看護連絡会等と協力し、在宅医療・介護の連携を推進しています。関係機関の連絡会等への出席や、関係機関と協力して実施した研修等を通し在宅医療・介護に関わる専門職の人材育成や多職種間の連携を深めるとともに、在宅医療・介護に関する区民向け講演会等も行っています。

関係機関と協力し実施した研修・講演会（区主催・共催）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民向け講演会	1回	1回	1回
在宅医療・介護連携研修	1回	1回	1回
※1			

※1 令和5年度まで、「人材育成研修」として実施

第4章 高齢・障害支援課

(12) 生活支援体制整備事業

平成28年度から多様な主体による多様な支援の提供体制を構築し、生活支援・介護予防・社会参加の充実した地域づくりに取り組んでいます。

会議名称	令和4年度*	令和5年度	令和6年度
2層生活支援コーディネーター連絡会	12回	12回	12回
区生活支援体制整備推進会議	8回	9回	4回
協議体	1層（区域）：0回 2層（日常生活圏域）：56回	1層（区域）：0回 2層（日常生活圏域）：37回	1層（区域）：0回 2層（日常生活圏域）：53回

*新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったものがあります。

(13) 介護予防生活支援・サービス事業

ア 介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB等補助事業）※平成29年度開始事業

地域で『要支援者等』に対する介護予防や生活支援の活動を行う団体に、その活動に係る費用を横浜市が補助します。補助の対象活動は、通所型支援、訪問型支援、配食支援、見守り支援です。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助交付決定団体	4	4	4

団体名	補助の対象活動	活動名称	活動内容	補助交付開始年月
NPO法人 「いこいの家 夢みん」 (俣野町)	通所型支援	夢みんゆめサロン	「体操・音楽・脳トレ・手しごと」などのメニューによる介護予防に資する活動	平成29年 10月
	見守り支援	夢みん見守り隊・助け隊	生活上の小さな困りごとの支援、定期的な見守りの実施	
	配食	みんなで作るゆめごはん	栄養バランスの取れたお弁当の提供、安否確認、見守り	令和5年 4月
NPO法人 「ふらっとステーション・ドリーム」 (深谷町)	通所型支援	健康づくりプログラム	地域の方と楽しく会話を楽しみながら日替わりランチで交流。体操、歌、健康相談なども実施	平成30年 1月
NPO法人 「くみんネットワークとつか」 (R7.3~戸塚町、~R7.2吉田町)	通所型支援	おひさまサロン	会話を楽しみながら、軽いストレッチやアンチエイジングプログラムを実施	令和4年 4月
NPO法人 「ぐるーぷ・ちえのわ」 (小雀町)	通所型支援	わいわいけんこうサロン	健康体操や笑いヨガ等、健康づくりや仲間づくりを実施	令和4年 4月

イ 介護予防ケアマネジメント研修

地域包括支援センターの職員と協働し、地域包括支援センターの職員、居宅介護支援事業所ケアマネジャーや介護予防プランナーを対象とした介護予防ケアマネジメントに関する研修を実施しています。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数	1回	1回	1回

3 介護保険担当

介護保険制度は、加齢による病気等で要介護状態となった方の尊厳と、自立した日常生活を支援するための制度です。介護保険サービスを利用するため申請をされた方の要介護・要支援認定を実施しています。

(1) 介護保険

ア 申請受理件数 (単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規	4,541	4,822	4,944
更新	7,196	5,632	4,372
区分変更	1,296	1,313	1,453
小計	13,033	11,767	10,769

イ 認定調査実施件数 (単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
直営	4,687	5,415	5,195
委託	4,922	6,165	5,363
小計	9,609	11,580	10,558

ウ 居宅サービス計画作成依頼届出書受理件数 (単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規	3,196	3,418	3,353
変更	700	798	804
小計	3,896	4,216	4,157

エ 要介護認定者数（各年度3月31日現在）

	戸塚区(人) カッコ内は構成比(%)		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援1	2,030(15)	2,093(14)	2,285(15)
要支援2	1,864(13)	2,031(14)	2,140(14)
要介護1	2,543(18)	2,627(18)	2,675(18)
要介護2	2,765(20)	2,974(20)	3,075(20)
要介護3	1,743(12)	1,864(13)	1,945(13)
要介護4	1,851(13)	1,786(12)	1,834(12)
要介護5	1,265(9)	1,282(9)	1,278(8)
合計	14,061	14,657	15,232

	横浜市(人) カッコ内は構成比(%)		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援1	23,202(13)	23,460(12)	24,299(12)
要支援2	29,338(16)	31,496(17)	32,975(17)
要介護1	29,624(16)	30,086(16)	31,515(16)
要介護2	37,396(20)	39,668(21)	41,316(21)
要介護3	25,026(14)	25,960(14)	26,597(14)
要介護4	23,331(13)	23,649(12)	24,042(12)
要介護5	15,516(8)	15,348(8)	15,146(8)
合計	183,433	189,667	195,890

4 障害者支援担当

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者などの地域生活を重視し、重度化、高齢化に対応した自立支援、社会参加の促進を図るとともに、地域施設や団体の活動支援を行っています。

(1) 障害者総合支援法

平成25年4月1日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」が施行されました。この法律は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正したものです。障害福祉サービスや自立支援給付の内容、介護給付費等の支給決定、障害支援区分の認定、指定障害福祉サービスの事業者の選定、地域生活支援事業、障害福祉計画の作成等について定めています。なお、平成26年4月1日から難病患者が対象に加わりました。

ア 障害支援区分認定

障害者総合支援法では、公平なサービス利用を実現するために、手続きや基準の透明化・明確化が図られています。介護給付では、全国統一基準の認定調査と医師意見書からなるアセスメントに基づき、横浜市更生相談所に設置している審査会において、障害支援区分を審査判定します。（障害支援区分は1～6）

この障害支援区分は、「社会活動や介護者、居住等の状況」、「サービスの利用意向」とともに、介護給付費等の支給決定をするための勘案事項となります。

【障害支援区分認定者数（サービス利用者実数）】 (単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分 1 ↑ 軽	7	11	22
区分 2	218	257	272
区分 3	318	312	329
区分 4	251	240	239
区分 5	193	213	210
区分 6 ↓ 重	410	418	421
合 計	1,397	1,451	1,493

イ サービス支給決定状況

障害の状況、社会活動や介護者、居住等の状況により、ご本人やご家族のサービス利用意向等を把握し、サービスの支給決定を行います。

【サービス支給決定数】 (単位：件)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,748	5,011	5,186

ウ 戸塚区地域自立支援協議会

障害児・者に対する福祉、保健、医療、教育、就労等の各種サービスを総合的に調整、推進するため、横浜市の各区に自立支援協議会を設置し、関係機関の連携強化を図っています。

6年度の戸塚区地域自立支援協議会は、「児童」「相談支援」「コミュニティ研究」「リスクを考える」「精神保健福祉」「当事者活動部会」の6つの部会と、「グループホーム連絡会」「重心分科会」「就労移行支援事業所連絡会」で構成されています。また事務局会、担当者会、全体会、代表者会が開催されています。

第4章 高齢・障害支援課

【令和6年度】

会議名	開催回数	内 容
リスクを考える部会	4	災害・虐待・感染症等のリスクの議論
コミュニティ研究部会	6	地域の障害理解促進・ネットワークづくり
相談支援部会	4	グループスーパービジョンの学習と活用
児童部会	6	障害児の支援検討、研修会の実施。
精神保健福祉部会	4	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについての学習・検討
グループホーム連絡会	5	グループホームの諸課題を議論
就労移行支援事業所連絡会	12	事業所紹介を通じて、各事業所の共有
重心分科会	5	重心の諸課題についての共有・検討
当事者活動部会	4	当事者活動についての検討
事務局会	3	各部会・連絡会の活動状況等の共有
担当者会	3	各部会長が集まり情報共有、課題検討
代表者会	1	協議会構成事業所の代表者による情報共有
全体会	2	障害者虐待、現場の実践についての研修

(2) 身体・知的障害者福祉

ア 身体障害者手帳

法令に定められた身体障害のある方に交付します。障害の程度により1級から6級に認定されます。

(1級が最も重く6級が最も軽い)

【所持者数及び新規交付者数 (各年度3月31日現在)】

(単位:人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
令和4年度	2,543	1,132	1,008	1,710	322	449	7,164
うち新規交付	276	56	42	116	11	37	538
令和5年度	2,540	1,131	1,036	1,705	313	445	7,180
うち新規交付	279	62	36	114	14	52	557
令和6年度	2,570	1,099	1,006	1,729	320	455	7,179
うち新規交付	318	62	49	110	26	44	609

イ 愛の手帳(療育手帳)

児童相談所(18歳未満)または障害者更生相談所(18歳以上)において、知的障害と判定された方に交付します。障害の程度によってA1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の4つに認定されます。

【所持者数及び新規交付者数 (各年度3月31日現在)】

(単位:人)

	A 1	A 2	B 1	B 2	計
令和4年度	478	442	529	1,545	2,994
うち新規交付	2	6	23	160	191
令和5年度	501	450	544	1,633	3,128
うち新規交付	10	12	28	159	209
令和6年度	501	454	577	1,738	3,270
うち新規交付	2	8	34	188	232

第4章 高齢・障害支援課

(3) 精神保健福祉

ア 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方のうち、発達障害・てんかんを含む精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付します。障害の程度によって1級から3級に認定されます。(1級が最も重く3級が最も軽い)

【所持者数 (各年度3月31日現在)】

(単位: 件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1級	415	415	458
2級	2,215	2,302	2,442
3級	1,132	1,284	1,344
認定総数	3,762	4,001	4,244

イ 精神保健福祉相談活動

(ア) 区医療ソーシャルワーカーにより、心の病の予防、早期発見、治療への導入、社会復帰等を目的とした相談や訪問を行いました。

【相談・訪問実施件数】

(単位: 件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電話・面接による相談	実件数	1,291	843
	延べ件数	4,426	2,999
訪問による相談	実件数	93	88
	延べ件数	123	127
			87

(イ) 精神科嘱託医により、こころの健康相談を実施しました。

【専門医による相談実施件数】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数 (回)	12	9	9
相談延件数 (件)	12	9	9
訪問延件数 (件)	0	1	1

ウ 精神科救急対応

精神保健福祉法第23条(旧24条)に基づく通報により、自傷他害の恐れのある精神障害者を診察し、入院措置等を行いました。

(単位: 件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
業務時間内	15	11	14
休日・夜間	40	37	74
合計	55	48	88

エ 集団援助

回復途上にある精神障害者を対象に対人関係の改善、意欲の向上及び対象者相互の交流を図ることにより、社会生活への適応を促進させることを目的に、生活教室を実施しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数 (回)	26	44	35
参加延人数 (人)	210	373	220

第4章 高齢・障害支援課

オ 戸塚区生活支援センター支援業務

戸塚区では平成21年9月に生活支援センターが開所しています。

在宅の精神障害者が地域で安心して生活を送れるように、精神障害者当事者・家族等からの様々な相談などに対応するとともに、日中活動や仲間づくりなど日常生活の支援を行う通所施設です。

【支援実績】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開館日数（日）	308	308	308
延相談・援助件数（件）	3,538	3,620	3,501
利用登録者数（人）*年度末現在	857	904	954
一日平均の来館者数（人）	7.2	8.26	7.52

カ 普及啓発事業

（ア）統合失調症家族教室

家族会、戸塚区生活支援センターと共催で実施しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数（回）	3	4	2
参加延人数（人）	19	26	17

（イ）精神保健福祉業務連絡会

区内の精神保健福祉関係機関相互の理解と連携を深め、地域における精神保健福祉業務の円滑な運営及び精神保健福祉ネットワークの推進を図るため、精神科救急医療体制についての情報交換を行うことを目的に年1回開催しています。

【参加機関】

戸塚警察署、戸塚消防署、戸塚区生活支援センター、横浜丘の上病院、横浜舞岡病院、神奈川県立精神医療センター、横浜医療センター、横浜市こころの健康相談センター、戸塚区基幹相談支援センター

（ウ）自殺対策事業（平成24年度～）

戸塚区では平成25年度に自殺対策連絡会が発足し、庁内連携に基づいた普及啓発活動を行っています。

令和6年度は、3月・9月の自殺対策強化月間に合わせて、区民広間と戸塚図書館でのパネル展示等、FMとつかでの広報（3月のみ）、広報とつかへの記事掲載、区X（旧Twitter）での配信、デジタルサイネージに啓発動画を掲載、庁内出前講座を実施しました。

キ 地域支援・団体育成支援・関係機関連携事業

（ア）あつたまり場（平成22年度～）

外出の機会及び活動の場を身近な地域において提供することを目的に、原則月1回、精神障害当事者による自主的な活動を支援するためのたまり場（フリースペース）を地域ケアプラザにて実施するとともに、普及啓発のための講演会なども行っています。区づくり推進費自主企画事業にて地域ケアプラザに委託しています。

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催地域ケアプラザ数	11	11	11

（イ）団体育成支援・関係機関連携事業

団体・機関名	頻度	支援内容
精神保健家族会（若杉会）	随時 月1回	精神障害者の家族による自主活動への支援 例会への参加・学習会の開催等

第4章 高齢・障害支援課

地域活動支援センター 精神障害者地域作業所型	随時	各作業所運営委員会への参加支援等
あつまり場連絡会	年3回	あつまり場運営に関する情報・意見交換
横浜断酒新生会戸塚支部	随時	一般研修会への参加

ク 自立支援医療（精神通院医療）受給者数（各年度3月31日現在）

精神科領域の疾患（統合失調症、うつ病、てんかんなど）のために通院中の方について、医療費（薬代、デイケア、訪問看護を含む）の窓口での負担が1割に軽減される医療証を交付しています。

（単位：人）

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	5,589	5,786	5,996

（4）指定難病患者支援

原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が定める疾患を、「指定難病」といい、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額に及ぶため、患者さんの医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている方に対して、その治療に係る医療費の一部を助成しています。

平成26年12月31日までは難病56種類に対する医療費助成でしたが、平成27年1月1日付新たに法律（難病法）が施行され、その種類は110種類に拡大。平成27年7月1日に306種類に拡大、平成29年4月1日に330種類、平成30年4月1日に331種類、令和元年7月1日に333種類、令和3年11月1日に338種類、令和6年4月1日より341種類となっています。

ア 認定患者数（各年度3月31日現在）

特定疾患治療研究事業の341疾患（令和6年4月1日現在）で認定基準を満たす場合、認定患者として登録され、医療受給者証が交付されます。

（単位：人）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,020	2,107	2,242

イ 難病相談事業（令和6年度）

「難病」患者及びその家族を対象に、医療福祉及び生活に関する相談の機会を設け、適切な療養生活の確保と社会復帰の促進を目的として講演会を開催しました。

疾 患 名	日 時	会 場	講 師
好酸球性副鼻腔炎	令和6年6月20日	区役所	横浜市立大学付属病院 桑原 達 医師
多系統萎縮症	令和6年9月5日	区役所	横浜医療センター 上木 英人 医師

療養経過や病状の進行による状態の変化を把握し、今後の療養生活の支援を検討する機会として、また、本人、家族などが抱える問題を解決するための支援を行うことを目的に、面接・訪問・電話による個別支援を実施しています。

面 接(件)	訪問(延べ件数)	電話(延べ件数)
751	30	64

第4章 高齢・障害支援課

ウ 患者交流会への支援（令和6年度）

名 称	回数 (回)	会 場	内 容	参加延 人数(人)
さざなみの会 (リウマチ患者と 家族の交流会)	2	戸塚区福祉保健活動拠点 フレンズ戸塚	平成9年から続いているリ ウマチ患者交流会で月1回 程度自主的な集まりを持ち 活動中（音楽療法・体操・バ スハイク・講演会など）	28

第5章 こども家庭支援課

1 こども家庭係、こども家庭支援担当

こども家庭支援課は、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の二つの機能を兼ねています。乳幼児健康診査や相談、各種事業の実施をはじめ、地域や専門機関等との連携により、身体障害児、知的障害児を含めた児童への福祉保健サービスの提供を行うとともに、出産・子育てから保育、児童虐待、女性への暴力など家庭を取り巻く様々な課題に対応します。

また、児童相談所とともに、地域における子どもと家族への相談支援体制の中核を担う行政機関としての役割を担っています。

(1) 母子の健康づくり

ア 母子健康手帳交付

母子健康手帳の交付の際に看護職による面接を行っています。 (単位：冊)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,018	1,854	1,809

イ 両親教室

妊娠とその家族を対象に、健康な妊娠中の生活と安全な出産、豊かな子育てのために必要な知識と技術の学習と仲間作りを支援する母親教室を年間12コース（1コース4回）開催しています。

また、地域子育て支援拠点「とっとの芽」、サテライトにてお世話体験会（土曜両親教室）を令和元年度より開催しています。 (単位：人)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
両親教室	本人	503	505	572
	配偶者他	242	255	339
	延参加者数	745	760	911
お世話体験会（土曜開催）	本人	延べ129組 (地域子育て支援拠点・サテライトで実施)	延べ132組 (地域子育て支援拠点・サテライトで実施)	延べ131組 (地域子育て支援拠点・サテライトで実施)
	配偶者他			

ウ 母子訪問指導事業

出生連絡票により届出された新生児とその母親を対象に、助産師または保健師資格を持つ委嘱母子訪問指導員による訪問指導を行っています。

	出生連絡票 届出数(件)	訪問指導員による 訪問数(人)	訪問指導員数(人)
令和4年度	2,035	791	11
令和5年度	1,854	788	10
令和6年度	1,738	736	10

エ 乳幼児健康診査実施状況

乳幼児を対象に健康診査を実施し、計測、診察、歯科健診、個別相談を行っています。 (単位：人)

	4か月児		1歳6か月児		3歳児	
	対象者数	受診者数 (受診率)	対象者数	受診者数 (受診率)	対象者数	受診者数 (受診率)
令和4年度	1,937	1,866 (96.3%)	2,045	1,989 (97.3%)	2,275	2,198 (96.7%)
令和5年度	1,874	1,838 (98.1%)	2,015	1,958 (97.2%)	2,042	1,968 (96.4%)
令和6年度	1,752	1,713 (97.8%)	1,911	1,874 (98.1%)	2,116	2,079 (98.3%)

第5章 こども家庭支援課

才 経過健診実施状況

専門の医師が診察し、必要な児は専門の医療機関へ紹介しています。(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	120	96	91

力 心理発達相談

(7) 個別相談

専門の発達相談員が、子どもの発達についての相談を受けます。発達障害の疑いのあるお子さんや、発達に不安や心配のあるお子さん、養育者への支援として個別の相談を行っています。

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ相談者数	452	463	391

(イ) 親子教室(集団指導)

1歳6か月児健診後のフォローとして、集団を経験し、遊びを通して、①子どもの発達を促す ②親が子どもとの遊び方、かかわり方を学ぶ ことを目的として、実施しています。

(6回1コース 年2コース開催)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数(回)	12	12	12
延べ参加者数(人)	120	146	135

キ 歯科保健

(7) 乳幼児健康診査(受診者のうち、むし歯のある児の割合)

1歳6か月・3歳児健診では、歯科健診・個別相談を実施しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1歳6か月児健診	0.7%	0.92%	0.48%
3歳児健診	4.2%	4.5%	4.1%

(イ) 1歳6か月児健診事後指導

1歳6か月児健診時にむし歯の危険性の高かった乳幼児を対象に、むし歯予防・はみがき教室を開催し、その後3歳までに定期的に経過歯科健診を行います。

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
むし歯予防・ はみがき教室	回数(回)	20	20	20
	来所者(人)	145	110	162
経過歯科健診	回数(回)	28	28	28
	来所者(人)	362	333	343

(ウ) 乳幼児歯科相談

乳幼児・妊産婦を対象に、歯科健診(乳幼児のみ)・個別相談を行っています。

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	回数(回)	12	12	12
来所者 (人)	妊産婦	19	5	6
	乳幼児	92	78	86
	合計	111	83	92

第5章 こども家庭支援課

ク こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に対し、地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報の提供を行い、養育者の話を聞くことにより育児不安の軽減を図ります。また、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで日常的な交流のきっかけを作り、子どもを見守る風土づくりの推進及び児童虐待の予防につなげることを目的としています。

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数（人）	1,781	1,753	1,659

ケ 2歳児講座

自己主張の強くなる2～3歳児の養育者を対象に、子どもへの関わり方を学ぶ育児講座を実施します。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	5回	5回	3回
延べ参加者数	51組／102人	53組／114人	41組／82人

（2）子育ての仲間づくり・相談

ア 戸塚区地域子育て支援拠点「とっとの芽」（戸塚、平成21年3月開設）、

「とっとの芽サテライト」（戸塚、平成31年3月開設）

地域での子育て支援を推進するため、子育て中の人だけでなく子育て支援をしている人にも利用していただく施設です。親子の広場の提供、子育て相談、子育て情報の提供、ネットワークづくり、子育て支援人材の育成などを実施しています。

総利用者数	計 45,625人（とっとの芽 23,672人 サテライト 21,186人） 内訳 とっとの芽：子 11,084人、大人 10,858人、支援者等 1,730人 サテライト：子 10,345人、大人 9,832人、支援者等 1,009人		
平均利用数	とっとの芽 96.6人／日 サテライト 87.0人／日		
子育てサポートシステム会員数	利用会員 1,366人 提供会員 185人 両方会員 42人 計 1,593人 ※令和7年3月末時点	アプリ・ メルマガ 登録者数	戸塚区子育て情報アプリ「とっとあぷり」 登録者数 3,137件 毎週金曜日アプリ配信 ※令和7年3月末時点

イ とつかの子育て応援ルーム「とことこ」

戸塚区の子育て支援を充実させ、区民サービスの向上を図るため、平成25年4月から、区庁舎3階に「とつかの子育て応援ルーム『とことこ』」を整備し、運営しています。

「とことこ」では、未就学のお子さんの子育てに関する情報提供や、一般的な子育て相談等を行っているほか、安心して窓口を利用いただくため各種手続きで区役所を御利用の方の一時託児を実施しています。また、戸塚駅周辺において利用できるベビーカーの無料レンタルを実施しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
託児利用者数（人）	2,109	1,788	1,732
情報利用者数（人）	8,823	9,921	9,853
ベビーカー利用（人）	339	429	390

ウ 養育者のネットワークづくり

（7）ひよこ会（赤ちゃん教室）

安心して地域の中で子育てができるように援助することを目的として、第1子0歳児とその養育者を対象に開催しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会場数	19（2会場2部制）	19	19
延べ参加者数（人）	2,498	2,831	2,792

第5章 こども家庭支援課

(4) 親子サークル交流会（令和6年度）

地域子育て支援拠点と協働し、親子サークルに対する支援を実施しています。

内容	実施回数	参加者組数
親子サークル交流会	2	57

エ 子育て支援者事業

養育者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子どもを育てられる環境づくりを目的として、身近な地域の子育て経験者を「子育て支援者」として委嘱し、地域の中で、子育て相談等を行っています。

【遊び場・しゃべり場・ほっとタイム（子育て相談）実施状況】 14会場で開催

令和4年度			令和5度			令和6年度		
実施回数 (回)	相談件数 (件)	相談者数(人) 延べ	実施回数 (回)	相談件数 (件)	相談者数(人) 延べ	実施回数 (回)	相談件数 (件)	相談者数(人) 延べ
719	17,724	4,860	726	21,213	5,894	701	21,977	5,953

オ こども家庭相談

保健師、助産師、社会福祉職が乳幼児期から学童期・思春期までの子どもと養育者の様々な相談に応じ、適切な情報提供や関係機関紹介等を行うことで、総合的な子育て支援を行うことを目的に行ってています。(平成9年10月から令和3年度までは学校カウンセラー、保育士、教育相談員がこども家庭支援相談事業として実施)

(7) 相談者数の推移

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電話相談	1,080	804	726
面談	3,043	3,217	4,109
その他、不明	3	12	0
計	4,126	4,033	4,835

(1) 相談状況

【対象者の年齢別相談件数】

(単位：件)

	0～2	3～6	7～9	10～12	13～15	16～19	20～	不明、その他	計
令和4年度	422	317	81	55	65	28	22	2,847	3,837
令和5年度	459	410	104	80	54	32	96	2,613	3,848
令和6年度	494	857	409	283	256	140	0	2,220	4,659

【相談内容別件数（延べ数）】

(単位：件)

相談内容 年齢	障害相談	ひとり親 に関する 相談	基本的生 活	医療	保健相談 (発達・ 発育・育 児環境)	育成相談 (性格・ 行動)	養護相談	非行・ひ きこもり	その他
令和4年度	3,146	84	108	56	351	43	122	6	220
令和5年度	2,977	179	90	65	278	52	133	3	256
令和6年度	3,791	94	73	15	276	34	64	5	483

第5章 こども家庭支援課

(イ) 支援内容

(単位：件)

	終了（情報提供、保健指導）	他機関、他課引継ぎ、紹介	相談継続	各種手当サービス申請受理	その他	計
令和4年度	1,181	142	516	2,538	38	4,415
令和5年度	982	49	897	2,629	47	4,604
令和6年度	610	14	748	3,439	24	4,835

カ 子育て支援ネットワーク

平成16年度より、区民が安心して子育てができる環境づくりの推進を目的として、区内の子育て関係機関の連絡会「とつか子育て応援隊」を開催し、平成24年度からは「地区別子育て連絡会」を開催しました。

平成30年度からは、地域に添った子育て支援を重要し、地区別連絡会の代表者が集い、各地区的状況や取組を共有して区共通の課題を抽出して検討する「戸塚区子育て連絡会」を開催しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
戸塚区子育て連絡会	2回	2回	1回
地区別子育て連絡会 (10エリア)	28回	27回	27回

キ 戸塚区分娩取り扱い医療機関連絡会

年1回戸塚区内分娩取り扱い医療機関と戸塚福祉保健センターの連絡会を開催し妊娠期から子育て期の切れ目のない支援に向けて連携しています。

令和6年度 参加医療機関 2か所

(3) 子育て支援に関する給付金等

ア 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな育ちに寄与することを目的として、児童を養育する父母などに手当を支給する制度です。

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	19,713	18,845	24,530

※令和4年6月より特例給付の基準がされ、所得上限を超えた世帯への支給がなくなった。

イ 児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

ウ 医療給付事務

母子保健法、児童福祉法及びその他の関係法規に基づく各種の医療給付について、申請書の受理、医療券の交付等を行っています。

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未熟児養育等医療給付	55	49	68
小児慢性特定疾病医療給付※	352	320	316
自立支援医療給付（育成医療）	12	12	13

第5章 こども家庭支援課

(4) 障害児支援

障害者手当取扱件数

(単位：件)

種別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障害児福祉手当	135	128	147
特別児童扶養手当	544	526	543

(5) 児童虐待防止

ア 児童虐待防止関連事業

(7) 戸塚区子育てサポート連絡会

横浜市要保護児童対策地域協議会戸塚区実務者会議（戸塚区子育てサポート連絡会）を開催し、支援者どうしの連携を強化しています。また、児童虐待についての理解を深め、地域での見守りを推進するため、子育て連絡会と連携し、主任児童委員、子育て支援拠点、保育園などとともに、研修会などを行っています。

【戸塚区子育てサポート連絡会（戸塚区実務者会議）】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数（回）	中止 (紙面開催1回)	1	1
参加機関数	28	28	26
延べ参加者数（人）	33	26	31

【地区別子育てサポート連絡会】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数（回）	5	5	4
参加地区数（地区）	5	5	5
延べ参加者数（人）	90	76	75

(4) 児童虐待予防講演会

児童虐待の理解と対応について、関係機関及び地域に向けて講演会を実施しています。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回数（回）	1	2	2
参加者数（人）	116	164	162

(4) 児童虐待予防普及啓発

毎月5日の「子供虐待防止推進の日」に合わせて、窓口にて啓発物品の配布を実施しています。また、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンでは、児童虐待防止啓発のパネル展示、広報よこはま戸塚区版に記事掲載、啓発チラシ・物品の配布などを行いました。

イ 「親子ヒーリングルーム（ファミリーサポートクラス）」

育児不安のある養育者への支援を行う目的で個別相談とグループカウンセリング・個別カウンセリングを行っています。

回数 (回)	実施内容				
	グループカウンセリング			個別カウンセリング	
	実参加 世帯数 (組)	延べ 参加者数（人）	回数 (回)	延べ 参加者数（人）	
令和4年度	12	18	母36 子33	36	母53

第5章 こども家庭支援課

令和5年度	12	15	母 29 子 23	24	母 37
令和6年度	12	17	母 33 子 27	29	母 38

ウ 児童家庭支援センター

児童福祉法に基づき設置された児童福祉施設で、相談員や心理担当職員など専門の職員が、子育てやご家庭に関するさまざまな相談をお受けしています。

(6) 生活支援

ア 女性福祉相談事業

家族関係を始めとする、女性を取り巻く様々な生活上の悩みに対し、女性福祉相談員などの専門職が来所または電話による相談に応じ、課題の解決に向けた支援を行います。

※ 女性とこどものための法律相談

女性福祉相談の利用者を対象に、DVや児童虐待など家族問題に詳しい弁護士による法律相談を実施し、課題の解決に繋げます。

〔開始年度〕令和2年度

〔実施回数〕年6回（各回3時間、1人当たりの利用時間は1時間）

〔利用実績〕18人（令和6年度）

イ 母子生活支援施設

配偶者のいない女性、またはこれに準ずる事情のある女性で、18歳未満の児童を養育している場合に、子どもと一緒に利用し、自立のための支援を受けるための施設です。（単位：件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所数	4	3	1

ウ 助産施設

出産費の支払いが困難な妊産婦が、利用できる指定助産施設です。利用者は原則として、前年度分市民税非課税世帯以下に限られています。

（単位：件）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
措置件数	3	12	2

エ 寄り添い型生活支援事業（北部・南部に2か所運営）

生活困窮など養育環境に課題のある小・中学生が放課後家庭的な雰囲気を有する施設（地域の民家等を借上げ）に通い、規則正しい生活習慣や基本的な学習習慣を身に付けます。

児童一人ひとりが生育環境に左右されず、自立した生活を送れるよう支援することを目的としています。

	利用登録者		
	小学生	中学生	計
令和4年度	14	9	23
令和5年度	14	7	21
令和6年度	27	2	29

(7) 保育サービス関連事業

ア 子ども・子育て支援新制度給付対象施設・事業

「子ども・子育て支援新制度」に基づき、保護者のニーズに応じた多様なサービスを実施しています。

(7) 認可保育所

保育が必要な乳児または幼児を保育することを目的とする施設。

(4) 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設。

第5章 こども家庭支援課

(イ) 小規模保育事業

3歳未満児を対象に定員19人以下の比較的小規模な環境で、きめ細かな保育を実施する事業。

(ロ) 家庭的保育事業

3歳未満児を対象に家庭的な雰囲気の下で、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を実施する事業。

【施設・事業数】

（各年4月1日時点）

	認可保育所	認定こども園	小規模保育事業	家庭的保育事業
令和5年度	66	6	25	1
令和6年度	66	7	26	1
令和7年度	66	7	28	1

イ 横浜市私立幼稚園等預かり保育

幼稚園の正規の教育時間は9時から14時ですが、家庭で保育ができない家庭を対象に、教育時間前後の時間の7時30分から18時30分までの長時間の預かりを実施しています。

【実施施設数】（各年4月1日時点）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	19	20	19

ウ 保育・教育コンシェルジュ

保育・教育に関する情報提供を専門的に行う保育・教育コンシェルジュを配置し、保育に関する不安を持つ保護者等へのきめ細かい対応を行っています。

【業務内容】

- (ア) 保育サービス等の利用に関する相談業務
- (イ) 保育所に入所できなかった方へのアフターフォロー業務
- (ウ) 保育サービス等の情報収集業務

エ 市立保育園における子育て支援の取組

保育所に入所していない地域の親子を対象に、育児相談、園庭開放、交流保育、出前保育などの子育て支援事業を行っています。

(ア) 各園の実施日等

	育児相談日	園庭開放日
川上保育園 (育児支援センター園)	月～金曜日 午前9時30分～午後4時	月～金曜日 午前11時～午後4時
汲沢保育園	月～金曜日 午前9時30分～正午	月～金曜日 午前10時～正午
原宿保育園	月～金曜日 午前9時30分～正午	月～金曜日 午前10時～正午

※交流保育、出前保育は、不定期で実施しています。

(イ) 実績

年度（園数）	実績項目		施設開放	育児講座	交流保育	出前保育
	参加者延人数	延人数				
令和4年度	2,033人	125人	382人	981人		
令和5年度	1,702人	192人	393人	1,497人		
令和6年度	1,286人	205人	322人	938人		

第5章 こども家庭支援課

才 放課後児童育成事業

全ての子どもたちに、豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供します。なお、横浜市子ども・子育て支援事業計画に基づき、令和元年度末までに「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換が完了し、令和2年度以降は全ての小学校で、放課後から19時までの居場所の提供ができます。

事業名	放課後キッズクラブ事業	放課後児童クラブ事業	特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業
概要	学校施設を活用し、留守家庭児童を含む全ての児童を対象にして、安全で快適な放課後の居場所を確保し、児童の健全な育成を行います。	地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる、児童の保護及び遊びを通じた健全育成を行います。	学校施設等を活用して、異年齢児童の遊びや交流を通じて、子どもたちの創造性、自主性、社会性などを養い、健やかな成長を支援します。
運営か所数	27か所	13か所	市内5か所 (戸塚区内は0か所)
対象児童	当該実施校に通学する小学生又は、当該小学校区内に居住する私立学校等に通学する小学生	留守家庭児童等	原則として、当該特別支援学校の小学部及び中学部に通学している児童ならびに生徒
開所日	毎週月曜日から土曜日まで(日曜、祝日、年末年始を除く)	毎週月曜日から土曜日まで(日曜、祝日、年末年始を除く。土曜閉所クラブあり。)	毎週月曜日から土曜日まで(日曜、祝日、年末年始を除く)
開所時間	平日：放課後～19時 土曜日・長期休業日等：8時30分～19時 【夏季休業以降】 土曜日を除く学校休業日：8時～19時	平日：放課後～19時(クラブによっては19時以降も開所) 土曜日・長期休業日等：9時～19時(クラブによっては9時以前、19時以降も開所)	平日：授業終了後～17時まで 土曜日・長期休業期間等：9時～17時

第6章 生活支援課

生活保護法や生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮した世帯に対し、福祉・保健の関係部署や関係機関と連携しながら最低生活の保障と自立支援を行っています。また、援助の方法は、金銭とサービス・物資によるものがあります。

1 事務係

生活保護業務に付随する各種支払い及び生活保護債権の徴収事務等を適正に執行します。また、戦没者遺族等の援護事務を行います。

戦没者遺族等援護事業

戦没者遺族等を援護するために国債の交付をします。

(令和7年3月末現在)

第13回 戦傷病者等の妻に対する特別給付金	1件
第30回 戦没者等の妻に対する特別給付金	1件
第11回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	5件

2 生活支援係

生活保護法や生活困窮者自立支援法に基づき、福祉・保健の関係部署や関係機関と連携しながら、それぞれの世帯の事情に対応した自立を支援します。

(1) 生活保護制度

ア 生活保護の種類

最低生活の保障をするにあたっては、次のような種類（扶助）ごとに必要な援助が行われます。
ただし、扶助は最低必要限度の範囲内での援助となっており、制限があります。

生活扶助	衣食、光熱水費など日常生活の費用
住宅扶助	家賃など住まいにかかる費用
教育扶助	義務教育にかかる費用
医療扶助	医療機関に受診する際にかかる費用
介護扶助	介護サービスなどを利用する際にかかる費用
生業扶助	就職・高等学校就学等にかかる費用
出産扶助	出産の際にかかる費用
葬祭扶助	葬祭のための費用
その他	おむつ代・家屋の修理費・小中学校に入学するときの準備金など

イ 被保護人員・被保護世帯数の推移 (各年度3月31日現在)

※保護率は%で計算したものです（保護率=保護人員÷管内人口×100）。

	戸塚区				横浜市			
	人口 (人)	保護世帯 (件)	保護人員 (人)	保護率 (%)	人口 (人)	保護世帯 (件)	保護人員 (人)	保護率 (%)
令和4年度	283,152	3,034	3,976	1.40	3,765,271	55,557	69,008	1.83
令和5年度	282,565	3,064	3,991	1.41	3,764,961	56,016	69,115	1.84
令和6年度	281,692	3,148	4,040	1.43	3,764,821	56,026	68,389	1.82

第6章 生活支援課

ウ 被保護世帯の世帯類型別推移（保護停止中の世帯を除く）

(単位：件)

	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	合計
令和4年度	1,503	177	577	214	551	3,022
令和5年度	1,485	162	610	238	565	3,060
令和6年度	1,561	155	651	200	574	3,141

工 相談・申請受理・開始・廃止件数推移

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談	実数（件）	1,399	1,488	1,430
	対前年比（%）	76.9	106.3	96.1
申請受理	実数（件）	541	590	630
	対前年比（%）	94.0	109.0	106.7
職権保護	実数（件）	7	3	2
	対前年比（%）	700	42.8	66.6
開始	実数（件）	470	483	538
	対前年比（%）	96.3	102.7	111.3
廃止	実数（件）	441	447	459
	対前年比（%）	109.1	101.3	102.6
開 廃 差（開始－廃止）		29	36	79

※対前年比は小数点第二位を切捨て

オ 生活保護費（法定分）支出額推移（医療費を除く）

(単位：千円)

	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	その他	合計
令和4年度	2,109,266	1,360,025	23,188	186,313	3,678,792
令和5年度	2,118,799	1,375,228	22,064	194,138	3,710,229
令和6年度	2,089,427	1,389,500	24,172	202,076	3,707,175

（2）生活困窮者自立支援制度

ア 相談・申込み件数

	延べ相談件数（件）	新規相談件数（件）	支援申込者数（人）	支援終結者数（人）
令和4年度	1,184	514	97	115
令和5年度	547	386	125	91
令和6年度	629	531	140	152

※令和4年度までの相談内容としては、住居確保給付金に関わるものが最も多く、次に就労支援に関わるものが多く寄せられましたが、令和6年度は家計支援に関する相談が最も多く、次いで就労に関わる相談が多くなりました。令和4年度まではコロナの影響による社会福祉協議会の特別貸付と連動しての相談が多く、貸付や住宅確保給付金の給付終了による支援終結者数が多い状況でした。社会福祉協議会の貸付も終了し、住宅確保給付金の申請件数も減少、それ以外の支援は長期化しており支援終結者数が減少しています。

第6章 生活支援課

イ 生活困窮者自立支援制度の概要

住居確保給付金	失職や休業、減収により経済的に困窮し、住宅を喪失した者又は喪失する恐れのある者に対し、就職活動を支えるため、賃貸住宅の家賃相当分を有期で支給します。
生活保護受給者等就労自立促進事業	ジョブスポットを活用し、ハローワークと連携しながら一般就労に向けた支援を行います。
就労準備支援事業	一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を現場実習活動などにより、計画的かつ一貫して支援します。
就労訓練事業	ただちに一般就労が困難と思われ、一般就労に就く前に本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要がある者に対し就労訓練の場をマッチングし訓練中もフォローします。
家計相談支援事業	家計支援計画を策定し、「家計管理」「収納管理」「滞納（公租公課、家賃、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援」「債務整理に関する支援」「貸付制度の活用」などを行います。
一時生活支援事業	住居喪失者に対し、衣食住を提供する事業です。その後の生活のため必要な支援も行います。
寄り添い型学習支援事業	生活保護世帯や生活困窮状態など支援を必要とする家庭に育つ中学生・高校生等を対象に、学習支援・社会体験の提供等を行います。

（3）寄り添い型学習支援事業

生活保護世帯及び生活困窮状況にあるなどの養育環境にあり、支援を必要とする家庭に育つ中学生・高校生等に対して学習支援や社会体験の提供を実施し、将来の進路選択の幅を広げるとともに、貧困の世代間連鎖を防止し、将来自立した生活を送れるように支援します。

ア 委託事業者

株式会社 トライグループ (委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日)

イ 延べ参加人数

2,272人

ウ 延べ実施回数

362回

（4）ひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談

※R4年度から名称が「若者専門相談」と変更となりました。事業内容には変更ありません。

ひきこもり、不登校、無業などの困難を抱える若者やその家族を対象に、若者の自立支援を行っている南部地域ユースプラザの職員が、区役所で相談をお受けします。

ア 対象

ひきこもり等の困難を抱える市内在住の15歳から39歳の方とその家族

イ 相談日

原則毎月第2・4水曜日 13:30~16:30

ウ 延べ相談人数（令和6年度）

22人

エ 実施回数（令和6年度）

24回

1 国民年金係

国民年金制度は、老齢、障害、死亡によって国民生活の安定が損なわることを国民の相互扶助によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的としています。

国民年金係は国民年金第1号被保険者等に関する資格取得・住所変更、保険料の免除申請、第1号被保険者期間のみ方の老齢基礎年金、第1号被保険者期間及び20歳前に初診日のある障害基礎年金、第1号被保険者の死亡による遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の裁定請求などの受付を行っています。

(1) 国民年金の種類と内容

ア 国民年金の加入対象者等

国民年金の種類		加入の対象者	保険料
強制加入	第1号被保険者	日本国内に住所があり、厚生年金や共済組合に加入していない20歳以上60歳未満の方	自分で納める 月額 16,980円 (令和6年度)
	第2号被保険者	会社員・公務員など、厚生年金や共済組合に加入している方	標準報酬に応じて給料から天引き
	第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方	夫(妻)の加入する厚生年金や共済組合が制度全体で負担
任意加入	任意加入被保険者	日本国内に住んでいて厚生年金や共済組合に加入していない60歳以上65歳未満の方で年金額を満額に近づけたい方や年金の受給資格のない方、65歳に達しても受給資格がない方(70歳までの間で受給資格ができるまで延長可。昭和40年4月1日以前生まれの方のみ)	月額 16,980円 (令和6年度)
		海外に在住している日本人で20歳以上65歳未満の方	
		厚生年金や共済組合から老齢(退職)年金を受けている60歳未満の方	

イ 保険料の納付方法、免除制度

保険料の納付方法	<ul style="list-style-type: none"> 毎月納付、1・2年前納、半年前納等があります。(前納の場合、保険料の割引があります) 納付方法は納付書払い(金融機関・コンビニ、電子決済など)と口座振替、クレジットカード払いがあります。 納め忘れ等、納付期限から2年経過すると納付ができなくなります。
付加保険料	将来の年金額を増やしたい場合、定額保険料に月額400円を上乗せして納付する制度です。老齢基礎年金に、年額で200円×納付月数の付加年金が上乗せされて給付されます。
保険料の納付が困難なとき	<ul style="list-style-type: none"> 経済的な理由などで保険料を納めるのが困難な場合に申請する制度です。 保険料免除制度(全額免除、1/4納付、半額免除、3/4納付)の申請免除、臨時特例措置(令和4年度分まで)と法定免除(生活保護、障害年金受給の場合等) 納付猶予制度(50歳未満、世帯主の所得を査定の対象にせず) 学生納付特例制度(学生で所得が128万以下)

ウ 国民年金第1号被保険者数(「神奈川県国民年金事業月報」)

	強制加入者	任意加入者	法定免除者	申請免除、学生納付特例者	免除者合計	免除率(%)
令和4年度	28,201	629	2,955	8,669	11,624	41.4
令和5年度	27,901	665	3,189	8,460	11,649	41.8
令和6年度	27,466	666	3,046	8,357	11,403	41.5

第7章 保険年金課

(2) 国民年金の給付

ア 納付の種類

種類		給付要件
基礎年金	老齢基礎年金	保険料を納めた期間などが10年以上ある方が、65歳になった時に納付月数に応じて給付されます。60歳からでも受けられますが、請求年齢・月により一定の減額となります。
	障害基礎年金	① 第1号被保険者期間中および20歳前に初診日がある病気やけがにより、国民年金法施行令の定める障害等級1級・2級のいずれかに該当する方。 ② 第1号被保険者であった障害等級1級・2級のいずれかに該当する60歳以上65歳未満で日本国内に住所のある方。 ③ 障害認定日に障害等級1級・2級のいずれかに該当する方。または、該当しなかつた方で65歳に達する日の前日までに該当となつた方。 ※このほか受給申請には年金保険料納付要件があります。
	遺族基礎年金	第1号被保険者、老齢基礎年金の受給権者、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方。または第1号被保険者であった60歳以上65歳未満で日本国内に住所がある方が亡くなられたとき、一緒に生活していた18歳到達年度未満の子のある妻(夫)または18歳到達年度未満の子に支給されます(障害の状態にある子は20歳まで)。
独自給付	寡婦年金	第1号被保険者の期間のみで、保険料納付期間と免除期間を合わせて25年以上(29.8.1から10年)ある夫が何の年金も受けずに亡くなったとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳になるまでの間、給付されます。
	死亡一時金	第1号被保険者あるいは任意加入被保険者として3年以上保険料を納めた方が、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受けずに亡くなったとき、その遺族に給付されます。

イ 国民年金の受給者数「年金事務所別・市区町村別 受給権者数」(日本年金機構作成)

国民年金は、昭和36年4月1日に発足し、制度の成熟に合わせ昭和61年4月1日大きな法改正をしました。この改正国民年金法を新法、それ以前の法を旧法と呼びます。

(ア) 旧法の適用による受給者数

	老齢年金			障害年金	母子年金	遺児年金	寡婦年金	合計
	老齢	通算老齢	5年年金					
令和4年度	197	262	11	20	0	0	0	490
令和5年度	162	210	11	17	0	0	0	400
令和6年度	123	149	11	15	0	0	0	298

(イ) 新法の適用による受給者数

	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金
令和4年度	68,489	4,318	398	14
令和5年度	68,752	4,463	433	14
令和6年度	69,120	4,611	438	12

(ウ) 無拠出年金の受給者数

	老齢福祉年金	障害基礎年金
令和4年度	0	2,389
令和5年度	0	2,470
令和6年度	0	2,525

※「(イ) 新法の適用による受給者数」の内数

2 保険係

国民健康保険は従来は各市町村が個別に運営していましたが、平成30年度から、都道府県と市町村が共同運営する方式に変更となっています。職場の健康保険に加入している方、後期高齢者医療制度に加入している方及び生活保護を受けている方以外は、全ての方が国民健康保険に加入するよう法律で定められています。

(1) 国民健康保険

ア 国民健康保険の加入状況

(人口は次年度4月1日現在)

	人口 (人)	被保険者数 (人)	加入率 (%)	世帯数	被保険者 世帯数	加入率 (%)
令和4年度	283,155	43,725	15.44	124,863	30,483	24.41
令和5年度	282,432	41,706	14.77	125,372	29,507	23.54
令和6年度	281,776	39,703	14.09	126,533	28,446	22.48

イ 国民健康保険 主な項目の給付件数

(単位：件)

	高額療養費	出産育児一時金	葬祭費	療養費
令和4年度	16,668	119	330	1,418
令和5年度	15,549	107	263	1,754
令和6年度	14,665	76	256	1,525

(2) 介護保険

(人口は次年度4月1日現在)

	人口 (人)	※第1号被保険者数 (人)	人口比 (%)
令和4年度	283,155	72,937	25.72
令和5年度	282,432	73,320	25.96
令和6年度	281,776	73,634	26.13

※第1号被保険者…65歳以上の市民の方

(3) 後期高齢者医療

(人口は次年度4月1日現在)

	人口 (人)	※被保険者数 (人)	人口比 (%)
令和4年度	283,155	38,094	13.43
令和5年度	282,432	41,565	14.72
令和6年度	281,776	42,957	15.25

※被保険者…75歳以上の方（生活保護受給者などを除く）と、65～74歳で一定の障害の状態があることにより、神奈川県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

(4) 医療費助成対象者数

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
重度障害者医療費助成	4,268	4,271	4,286
ひとり親家庭等医療費助成	2,464	2,490	2,347
小児医療費助成	25,415	35,160	34,444

参考

(1) 横浜市・各区の人口・世帯数・面積（令和7年1月1日現在）

出典：データで見る戸塚

区分	面積 (km ²)	世帯数	人口			女100 人につ き男	1世 帯あ たり 人員	人口 密度 (人 /km ²)	人口増減 前年 同月比
			人口総数	男	女				
横浜市	438.23	1,819,315	3,769,584	1,857,904	1,911,680	97.2	2.07	8,602	364
鶴見区	33.21	151,169	297,511	153,622	143,889	106.8	1.97	8,958	1,863
神奈川区	23.73	136,376	251,783	128,060	123,723	103.5	1.85	10,610	2,111
西区	7.03	60,347	107,420	54,359	53,061	102.4	1.78	15,280	1,044
中区	22.01	89,471	153,441	77,941	75,500	103.2	1.71	6,971	1,308
南区	12.65	109,276	199,270	99,206	100,064	99.1	1.82	15,753	418
港南区	19.90	97,610	211,711	102,699	109,012	94.2	2.17	10,639	△1,699
保土ヶ谷区	21.93	101,892	205,266	100,480	104,786	95.9	2.01	9,360	△491
旭区	32.73	109,142	240,501	115,603	124,898	92.6	2.20	7,348	△924
磯子区	19.02	80,343	164,435	80,797	83,638	96.6	2.05	8,645	△569
金沢区	30.95	90,966	193,191	93,684	99,507	94.1	2.12	6,242	△1,284
港北区	31.40	183,687	365,705	182,237	183,468	99.3	1.99	11,647	2,643
緑区	25.51	82,545	182,598	89,560	93,038	96.3	2.21	7,158	△209
青葉区	35.22	136,721	307,875	148,170	159,705	92.8	2.25	8,741	△1,204
都筑区	27.87	89,399	214,698	104,777	109,921	95.3	2.40	7,704	△609
戸塚区	35.79	126,126	282,200	137,236	144,964	94.7	2.24	7,885	△868
栄区	18.52	54,783	120,343	58,364	61,979	94.2	2.20	6,498	△557
泉区	23.58	64,896	150,436	72,652	77,784	93.4	2.32	6,380	△238
瀬谷区	17.17	54,566	121,200	58,457	62,743	93.2	2.22	7,059	△371

参考

(2) 年齢3区分別人口と諸指標の推移 (各年1月1日現在)

出典：市・区の年齢別的人口（推計人口による）

	年齢別3区分別人口（人）					平均年齢（歳）	構成比（%）※		
	総数	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年齢不詳		年少人口	生産年齢人口	老年人口
平成5年	242,414	41,075	181,422	19,488	429	35.91	16.9	74.8	8.0
平成10年	245,941	36,354	182,851	26,707	29	38.44	14.8	74.3	10.9
平成15年	257,133	36,506	183,012	37,460	155	40.44	14.2	71.2	14.6
平成20年	269,928	38,664	179,715	49,500	2,049	42.22	14.3	66.6	18.3
平成25年	273,767	38,682	174,857	59,637	591	43.91	14.1	63.9	21.8
平成30年	277,016	36,724	169,384	69,781	1,127	45.55	13.3	61.4	25.3
令和3年	283,864	36,429	169,804	72,654	4,977	46.40	13.1	60.9	26.1
令和4年	284,084	35,788	170,079	73,240	4,977	46.70	12.8	60.9	26.2
令和5年	283,515	34,990	170,206	73,342	4,977	47.00	12.6	61.1	26.3
令和6年	283,068	34,284	170,250	73,557	4,977	47.27	12.3	61.2	26.5
令和7年	282,200	33,522	169,884	73,817	4,977	47.58	12.1	61.3	26.6
令和7年 (市)	3,769,584	409,362	2,326,538	934,895	98,789	47.34	11.2	63.4	25.5

※平成25年以前は、年齢不詳を含む総数に対する構成比(小数点第2位を四捨五入)。平成30年以降は、年齢不詳を含まない総数に対する構成比(『第17表男女、行政区、年齢3区分別人口、年齢構成指數及び平均年齢一市、区』から転記)

- ・年少人口:0～14歳の人口
- ・生産年齢人口:15～64歳の人口
- ・老年人口:65歳以上の人口

(3) 人口動態総覧

(単位：人) (各年1月1日～12月31日合計)

		令和3年	令和4年	令和5年
出生数		2,035	1,854	1,827
死亡数		2,677	2,954	2,912
自然増加数		-642	-1,100	-1,085
乳児死亡数		2	1	4
新生児死亡数		1	1	1
死産数	総数	24	37	39
	うち自然死産	11	18	17
	うち人工死産	13	19	22
周産期死亡数		5	8	12
婚姻件数		1,005	1,010	1,005
離婚件数		381	350	402

※令和6年の数値は11月頃の発表となります。

出典：横浜市人口動態統計資料

参考

(4) 合計特殊出生率の推移

1年間の出生状況に着目し、その年における各年齢階級（15～49歳）の女性の出生率を合計したもの

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全国	1.36	1.34	1.30	1.26	1.20
横浜市	1.26	1.24	1.21	1.16	1.12
戸塚区	1.45	1.36	1.39	1.28	1.29

出典：横浜市合計特殊出生率の推移

※全国の数値は、厚生労働省の公表数値。

※母親の年齢階級は5歳階級別、年齢別人口は住民基本台帳人口をもとに算出している。

(5) 主な死因別の死亡数

※世界保健機関（WHO）が作成した「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準じ、作成された死因簡単分類の死因

死因簡単分類番号・死因	令和3年		令和4年		令和5年	
	男	女	男	女	男	女
全死因	1,397	1,280	1,581	1,373	1,529	1,383
01200 結核	3	0	2	0	3	0
02100 悪性新生物	443	308	441	279	439	336
04100 糖尿病	13	9	9	10	12	8
09100 高血圧性疾患	2	8	4	10	4	5
09200 心疾患（高血圧性を除く）	205	195	250	208	230	189
09300 脳血管疾患	98	86	102	98	81	79
10200 肺炎	65	44	73	46	81	35
11300 肝疾患	29	21	26	10	25	21
14200 腎不全	16	19	22	13	26	20
18100 老衰	85	237	120	280	121	270
20100 不慮の事故	45	26	54	39	55	43
20200 自殺	31	12	23	9	27	13

出典：人口動態統計資料

【引用元・統計情報関連ページ】

- データで見る戸塚～区勢統計要覧 2025～
https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kusei/tokei/tokei_joho/toukei.html
- 横浜市統計情報ポータル
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokei-chosa/portal/>
- 横浜市の保健統計
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/hokenjo/others/hokentoukei/>
- 横浜市保健統計データ集
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/eiken/hokenjoho/data.html>
- 横浜市人口動態統計
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/hokenjo/others/hokentoukei/jinkoudoutai/>

